

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	諸外国におけるインターネット媒介者の「責任」
他言語論題 Title in other language	Liability of Internet Intermediaries in the U.S. and Europe
著者 / 所属 Author(s)	神足 祐太郎 (KOTARI Yutaro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 国土交通課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	839
刊行日 Issue Date	2020-12-20
ページ Pages	131-157
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	インターネット媒介者 (SNS 事業者等) の責任のあり方は、違法情報等の対策に大きな影響を与える。米国、EU、ドイツを中心に法制度の現状、新たな立法の動きや議論を紹介する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 諸外国におけるインターネット媒介者の「責任」

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
国土交通課 神足 祐太郎

## 目 次

はじめに

### I 媒介者の役割と責任

- 1 媒介者とは誰か
- 2 媒介者の役割
- 3 媒介者の責任

### II 米国

- 1 1996年電気通信法制定まで
- 2 通信法第230条をめぐる判例
- 3 通信法第230条をめぐる議論

### III 欧州

- 1 EU
- 2 ドイツ
- 3 その他各国の動き

### IV 媒介者の責任に関する制度と論点

- 1 媒介者の範囲
- 2 対象となるコンテンツ及び責任の範囲
- 3 媒介者による規制と透明性
- 4 媒介者に求められる措置—N&Aを中心に—

おわりに

キーワード：米国通信法第230条、電子商取引指令、プロバイダ責任制限法、アメリカ、EU、ドイツ、オンライン違法情報対策

## 要 旨

- ① インターネット上における違法情報（権利侵害情報や刑法等において発信が禁止されている情報）や違法とまでは言えないまでも有害であると考えられる情報（有害情報。青少年に対し有害な情報等）の流通等の課題への対応には、それらの情報の流通に寄与する「媒介者」（SNS 事業者等を含む。）が重要な役割を果たす。
- ② 媒介者は、違法情報の流通に対し、民事・刑事上の責任を問われる可能性がある一方で、当該情報に対し削除等の措置を採った場合であっても、債務不履行等の責任を負う可能性や、違法情報の流通に対するより積極的な関与の責任を問われる可能性があった。そこで、1990 年代以降、各国では、媒介者の責任を明確化し、自主的な措置を促進するため、媒介者の責任を一定の範囲で免責する立法が行われた。
- ③ 米国では、1990 年代、積極的に違法情報等に対し削除等の措置を採っている媒介者に対し、より重い責任が認められるという判決が下ったことが問題となり、媒介者に対し、相当に広範な免責を認める通信法第 230 条が制定された。その後の裁判例でも、免責対象は広がっていった。近年では、媒介者の関与が強い場合等において一定の責任を認める例もあるが、免責範囲が広範に過ぎるとの批判は根強く、2018 年には性的人身取引に関する法令を免責の対象から除く等の立法が行われている。一方では、媒介者による措置が恣意的であるとの批判もある。
- ④ 欧州では、2000 年に欧州連合（EU）の電子商取引指令が成立し、各国で国内法化が進められた。EU は、近年、個別分野（著作権、テロ対策等）における立法を行っており、さらに電子商取引指令の見直しを含むデジタルサービス法も議論されている。また、加盟国のドイツでは、媒介者に苦情対応手続策定や対応に関する報告を義務付ける立法を行っている。
- ⑤ 媒介者の責任に関する制度をめぐっては、対象となる媒介者の種別、対象となる情報やこれに応じた要求事項、自主規制と法規制のバランス、媒介者による措置の透明性に係る義務などが論点となり得る。日本でも、誹謗中傷、ヘイトスピーチ等の問題と関係して、媒介者の責任の在り方について検討を求める声が上がっており、諸外国の制度等を参照しつつ、発信者の責任追及等に係る制度と併せ、総合的な見地から検討を進める必要がある。

## はじめに

インターネットの普及は、世界中の膨大な情報に瞬時にアクセスすることを可能にし、様々な新たなコミュニケーション手段、サービスを生み出した<sup>(1)</sup>。その一方で、違法情報（権利侵害情報や刑法等において発信が禁止されている情報）や違法とまでは言えないまでも有害であると考えられる情報（青少年にとって有害な情報等）の流通等の問題も生じている。

このような問題の対策においては、他者の情報の伝播に寄与する「インターネット媒介者」(internet intermediary) が重要な役割を占める。後述するとおり、1990年代以降、各国では、その自主的な対応の促進を期待するとともに、産業の発展を可能にするため、インターネット媒介者の法的責任を一定の範囲で制限する立法を行ってきた。しかしながら、これらの立法当時には見られなかった事業形態が生まれるなどインターネットをめぐる環境に変化が生じる一方、依然違法情報等の被害は問題となり続けており、近年、諸外国では、インターネット媒介者の免責に関する要件を改める立法が検討されている。また、インターネット媒介者の責任に関する議論は、一般的な法的責任 (liability) にとどまらず、拡張された責任 (enhanced responsibility) に移りつつあるとも言われ<sup>(2)</sup>、違法情報の通知に関する対応手続の策定や実施された措置に関する報告書の公表を義務付ける立法を行う例も出ている。

本稿では、米国、欧州連合 (European Union: EU)、ドイツを中心に、インターネット媒介者の責任に関する法制度を概観するとともに、近年の議論、動向を紹介し、これらに見られる論点を整理する。

## I 媒介者の役割と責任

### 1 媒介者とは誰か

インターネット上の情報の流通を媒介する「インターネット媒介者」の概念は、本稿で述べるような責任・役割を論ずるに当たって有用なものであるが、法的な定義はなく、法学者の間でも必ずしも合意は形成されていないとされる<sup>(3)</sup>。一例として、経済協力開発機構 (OECD) は、「インターネット媒介者は、インターネット上で、第三者間を接続し又は通信を促進する。それらは、第三者によって発信されるコンテンツ、製品及びサービスに対し、アクセスを提供し、ホストし、送信し、若しくはインデックスを行い、又は第三者に対しインターネットサービスを提供する」という定義を提案している<sup>(4)</sup>。しかし、この定義は、後述するような各国の法令上扱われている対象に比して狭く限定されているという指摘がある<sup>(5)</sup>。本稿では、広い意味で

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和2(2020)年11月8日である。肩書は当時のものである。

(1) 総務省編『情報通信白書 平成30年版』2018, p.49.

(2) Giancarlo Frosio, "Mapping Online Intermediary Liability," Giancarlo Frosio, ed., *The Oxford Handbook of Online Intermediary Liability*, Oxford: Oxford University Press, 2020, p.26.

(3) Graeme Dinwoodie, "Who are internet intermediaries?" Frosio, ed., *ibid.*, pp.37-39.

(4) OECD, *The Role of Internet Intermediaries in Advancing Public Policy Objectives*, OECD Publishing, 2011, p.9. 具体的には、インターネットサービスプロバイダ (ISP)、ホスティングプロバイダ、ソーシャルネットワークワーキングサービス、検索エンジンなどが含まれるとされている。

(5) Dinwoodie, *op.cit.*(3), p.47.

インターネット上の情報流通の媒介に携わる者を「媒介者」<sup>(6)</sup>といい、そのほか各国法令上の用語等を必要に応じて用いる。

## 2 媒介者の役割

「オフラインで違法なものはオンラインでも違法」という原則の下、現実世界に適用される法がインターネット上でも適用されている<sup>(7)</sup>が、インターネット上の表現については、①匿名で表現が可能であること、②容易かつ即時に世界中に拡散すること、③権利侵害への迅速な対応措置が困難であることが指摘されている<sup>(8)</sup>。そのため、一次的に責任を負うべき発信者への責任追及（損害賠償請求等）が困難であるか、仮に可能であっても実効的救済とならないことがあり得る。媒介者は、発信者に関する情報を有し、あるいは問題となっている情報について削除等の措置を採ることが可能な立場にある。そのため、「分散して存在する規制対象を政府が間接的に統制するための最も望ましい対象」（コントロール・ポイント）としての性質を有する媒介者<sup>(9)</sup>には、利用者や社会を保護し、犯罪者や権利侵害行為に参与する者がそのサービスを悪用することを防ぐという社会的な責任が期待され<sup>(10)</sup>、国家も媒介者を通じた間接規制を試みてきた<sup>(11)</sup>。一方で、「表現の自由のインフラストラクチャ」としての役割を担う媒介者に対する安易な規制は、「表現の自由を広範かつ強力に制約する」ことにつながり得る<sup>(12)</sup>。

## 3 媒介者の責任

違法情報が発信された場合、当該情報を媒介した媒介者はその法的責任（損害賠償責任、刑事責任等）を問われる可能性がある。例えば、名誉毀損に当たる情報が掲示板等に投稿された場合、削除等の措置を行わなかったときには、その被害を受けた者等から不法行為（権利侵害）に対する損害賠償を、反対に削除等の措置を行ったときには、当該情報の発信者から債務不履行による損害賠償を請求されることがあり得る<sup>(13)</sup>。また、後述するとおり、日常的に削除等の措置を行って、発信される情報に関与することで、情報の発信者により近い立場とみなされて責任を負うことにもなりかねない。このように、媒介者は、違法な情報の管理をめぐり、法的に不安定な「板挟み」の状態になり得る。

そこで、各国では、一定の要件を設けるなどして、媒介者の責任の範囲を明確化している。

(6) ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（Martin Husovec）准教授は、欧州司法裁判所の判決を引きつつ、媒介者には、基本的に、第三者の権利侵害に使用されることができるサービスを提供するあらゆる者が含まれるとする（Martin Husovec, *Injunctions Against Intermediaries in the European Union: Accountable But Not Liable?* Cambridge: Cambridge University Press, 2017, p.87.）。媒介者を通じた違法行為の統制の観点からは「ゲートキーパー（門番）」という言葉も用いられる。これは、「他者のコンテンツを伝達し、ホスティングし、インデックス化するなど、様々な形で媒介を行う者」をいう（Jonathan Zittrain（成原慧ほか訳）「オンライン上のゲートキーピングの歴史（1）」『知的財産法政策学研究』28号、2010.3、p.118。（原論文名：Jonathan Zittrain, “A History of Online Gatekeeping,” *Harvard Journal of Law & Technology*, 19(2), Spr. 2006, pp.253-298.））。

(7) 曾我部真裕ほか『情報法概説 第2版』弘文堂、2019、p.26。

(8) 小倉一志「インターネット上の表現行為と媒介者の責任」『法学教室』479号、2020.8、p.26。

(9) 成原慧『表現の自由とアーキテクチャー—情報社会における自由と規制の再構成—』勁草書房、2016、pp.5-6；生貝直人『情報社会と共同規制—インターネット政策の国際比較制度研究—』勁草書房、2011、p.33。

(10) European Commission, “Tackling Illegal Content Online,” COM(2017) 555 final, 2017.9.28, p.2. <<http://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2017/EN/COM-2017-555-F1-EN-MAIN-PART-1.PDF>>

(11) 成原慧「プラットフォームはなぜ情報法の問題になるのか」『法学セミナー』783号、2020.4、p.58。

(12) 成原 前掲注(9)；宍戸常寿「表現の自由」岡村久道編著『インターネットの法律問題—理論と実務—』新日本法規出版、2013、pp.114-115。

(13) 栗田昌裕「媒介者責任」曾我部ほか 前掲注(7)、pp.183-184。



各国の法制度は、①媒介者は、媒介者が変更を加えずに拡散された第三者のコンテンツ及びプラットフォーム<sup>(14)</sup>上でなされた媒介者が関知・管理しない取引に対して責任を負わない、②媒介者に対し一般的な監視義務を課さない、という点で共通する<sup>(15)</sup>。こうした責任の制限により、違法情報の削除等の自主的な対応を促進する<sup>(16)</sup>とともに、媒介者の事業の安定的な運営を可能にすること、これら事業者による過剰な削除を防ぐことが期待される<sup>(17)</sup>。日本でも、平成 13 (2001) 年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成 13 年法律第 137 号。以下「プロバイダ責任制限法」という。)が成立している。

近年では、媒介者の責任に関する議論は、こうした民事・刑事上の法的責任の制限にとどまらず、より幅広い意味での責任の議論を包含するようになってきている<sup>(18)</sup>。媒介者に求められる行動として、検索結果の表示順位の変更、違法情報の通知等の対応の標準化、フィルタリング<sup>(19)</sup>、ブロッキングなどの措置があり、経済的利益等に基づく私的な秩序形成や企業の社会的責任 (CSR) の一環としての取組があるほか、公的機関の関与が介在し、立法を伴う場合もあり得る<sup>(20)</sup>。

## II 米国

多くの世界的 IT 事業者を輩出し、インターネット社会の在り方に大きな影響力を有する米国には、媒介者の責任に関するいくつかの法令が存在する。とりわけ重要なのが、1996 年の電気通信法<sup>(21)</sup>により規定された、通信法第 230 条である<sup>(22)</sup>。同条は、その影響力の大きさから、「インターネットを作った 26 語」とも言われる<sup>(23)</sup>。以下では、同条制定の経緯及びその後の判例を通じた解釈の展開を紹介し、米国における媒介者の免責の現状と関連の議論を整理する。

(14) 「プラットフォーム」について定まった定義はないが、「多様なサービスを提供するサプライヤー及びそれらのサービスを楽しむユーザの双方が利用する基盤としての機能を有するプラットフォームレイヤ」の機能を提供する事業者をプラットフォーム事業者と呼ぶものなどがある（「プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書」2019.4. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000613197.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000613197.pdf)>）。事業者を指す場合、事業者の提供する場を指す場合などがあり、明確に定義されている場合を除き原則として原語の表記に従った。

(15) OECD, *op.cit.*(4), p.13.

(16) インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会「報告書」2000.12, p.76. <[https://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL\\_WA\\_po\\_print/info:ndljp/pid/10000285/www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/pressrelease/japanese/PDF/denki/NDL\\_WA\\_po\\_001220j60101.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/10000285/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pressrelease/japanese/PDF/denki/NDL_WA_po_001220j60101.pdf)>

(17) Giovanni Sartor, “Providers Liability: From the eCommerce Directive to the future,” 2017.10, p.4. European Commission website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2017/614179/IPOL\\_IDA\(2017\)614179\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2017/614179/IPOL_IDA(2017)614179_EN.pdf)>

(18) Emily Laidlaw, “Notice-and-Notice-Plus: A Canadian Perspective beyond the Liability and Immunity Divide,” Frosio, ed., *op.cit.*(2), p.445.

(19) 違法情報のアップロードを防ぐために、あらかじめコンテンツを確認する仕組みのこともいい、後述の EU の著作権指令改正では事実上フィルタリングの実施が求められている。利用者の判断で、特定のコンテンツを表示させないようにする日本の「フィルタリング」とは異なる（生貝直人ほか「鼎談 EU 新著作権指令の意義」『ジュリスト』1533 号, 2019.6, pp.55-59.）。

(20) Giancarlo Frosio and Martin Husovec, “Accountability and Responsibility of Online Intermediaries,” Frosio, ed., *op.cit.*(2), pp.615-629.

(21) Telecommunications Act of 1996, Pub. L. 104-104, 110 Stat. 56 (1996) 1934 年の通信法 (Communications Act of 1934, Pub. L. 73-416, 48 Stat. 1064 (1934)) を大幅に改正するものであり、特にインターネット上のコンテンツについて抜った第 5 編は「通信品位法」(Communication Decency Act: CDA) と呼ばれる。以下、現行の通信法第 230 条 (47 U.S.C. § 230) における条文番号を参照する。

(22) 通信法第 230 条や後述のデジタルミレニアム著作権法上の規定に加え、商標については 15 U.S.C. § 1114 が適用され得る。

(23) Jeff Kosseff, *The twenty-six words that created the internet*, New York: Cornell University Press, 2019. 以下、通信法第 230 条の制定の経緯及び判例の展開については、同書を参照している。

## 1 1996年電気通信法制定まで

米国では、伝統的に、情報流通に携わる主体（出版社、書店など）に対しても一定の責任を負わせてきた。こうした伝統的な情報の媒介者は、発行者（Publisher）、頒布者（Distributor）、コモン・キャリア（Common Carrier）（電気通信事業者等）の3種類に大別される<sup>(24)</sup>。このうち、新聞社・出版社に代表される発行者は、情報の内容を編集することができ、原則的に責任を負う。一方、書店・図書館のような頒布者は、内容を知ることにはできるが、編集することはできない。頒布者は、情報の内容が違法であることを知っていた場合に責任を負う。自ら媒介する情報の内容を知り得ないコモン・キャリアは、責任を負わない。1996年電気通信法以前には、媒介者がこうした種類のいずれに該当するのかという観点からその責任が論じられてきた<sup>(25)</sup>。当時の媒介者の責任に関する重要判例として、Cubby 対 CompuServe 事件（1991年判決）<sup>(26)</sup>及び Stratton Oakmont 対 Prodigy 事件（1995年判決）<sup>(27)</sup>がある。

### (1) Cubby 対 CompuServe 事件

Cubby 対 CompuServe 事件は、パソコン通信 CompuServe において、ニュース会社により、原告に関する名誉毀損的表現が配信されることを許容したとして、CompuServe 社がニュース会社とともに訴えられた事件である。同事件において、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、本件で問題となった CompuServe 社のサービスは、莫大な数の出版物を提供し、そこへのアクセスと引換えに購読者から利用料・会費を徴収する営利電子図書館サービスであるとした。そして、発行者が提供した情報は瞬時に利用可能となるのであって、CompuServe 社は提供される情報に手を加えていなかったという事実を認定した。その上で、同社は伝統的分類のうちの頒布者に当たり、名誉毀損を知り、又は知り得べき合理性がある場合にのみ責任を負うと判断した。

### (2) Stratton Oakmont 対 Prodigy 事件

Stratton Oakmont 対 Prodigy 事件は、Cubby 対 CompuServe 事件と同様にパソコン通信における名誉毀損的表現が問題となった事例である。パソコン通信 Prodigy 社の掲示板に、名誉毀損的表現が書き込まれ、これに対して、対象となった金融会社等が Prodigy 社を提訴した。ニューヨーク州最高裁判所は、前記事件との違いとして、①掲示板上のコンテンツを管理していると公衆等に対して喧伝していたこと、②自動判別ソフトウェアやガイドラインの執行を通じて管理を実装していたことを挙げ、Prodigy 社はコンテンツを管理する発行者の立場にあったと結論付けた<sup>(28)</sup>。すなわち、編集的管理を行うことにより（利用者を惹きつけるといった形で）利益を得ようという Prodigy 社の意識的選択により、CompuServe 社等のように、このような選択を採らなかったコンピュータサービス事業者に比して大きな法的責任を負うことになったのである。

(24) 栗田昌裕「オフラインの媒介者責任」曾我部ほか 前掲注(7), pp.185-186.

(25) 岡村久道・近藤剛史『インターネットの法律実務 新版』新日本法規出版, 2001, pp.315-316.

(26) Cubby, Inc v. CompuServe, Inc., 776 F. Supp. 135 (S.D.N.Y. 1991)

(27) Starton Oakmont, Inc. v. Prodigy Services Co., 1995 N.Y. Misc. LEXIS 229 (May 24, 1995)

(28) 原告は、Prodigy 社が、新聞紙面上で競合他社との違いとして編集上のコントロールを実施していると主張しており、①侮辱的な言葉を書き込んではいけないといった「ガイドライン」を定めており、②不快な言葉を自動で判別するソフトウェアを使用し、③掲示板を監視する要員を雇用して、④同人が書き込みを削除できる機能を使用していたと主張していた。

### (3) 1996年電気通信法制定

このような裁判は、媒介者が、情報の削除等の「善行」を行っていたことによって、責任を問われるという「ジレンマ」として捉えられた<sup>(29)</sup>。この問題に対応するための条項（通信法第230条）が、共和党のコックス（Charles Christopher Cox）、民主党のワイデン（Ronald Lee Wyden）両下院議員の修正により、1996年電気通信法に盛り込まれた<sup>(30)</sup>。

通信法第230条では、「双方向コンピュータサービス」（Interactive Computer Service: ICS）の提供者について、第三者が投稿した情報に関する一般的な免責を規定している。ここで、ICSとは、「複数の利用者によるコンピュータ・サーバへのコンピュータによるアクセスを提供し又は当該アクセスを可能にする情報サービス、情報システム又はアクセス・ソフトウェア提供者」と定義されている（同条(f)(2)）。当初は、掲示板やチャットルームのようなウェブサイトを想定していた<sup>(31)</sup>が、その範囲は検索サービス事業者等を含み相当程度広範囲にわたる<sup>(32)</sup>。

通信法第230条(c)(1)は、「双方向コンピュータサービスの提供者又は利用者は、他の情報コンテンツ提供者によるいかなる情報の発行者又は発信者（Speaker）として扱われないものとする」<sup>(33)</sup>と規定した。さらに、後述のとおり、判例上、頒布者としても扱われないものとされており、媒介者は、第三者のコンテンツに対し、幅広い免責を受けている。

加えて、同項(2)は、ICS提供者等が、「わいせつな…（中略）…その他の好ましくないと判断した素材」について、アクセスを制限するために誠実にかつ任意に採った措置について、免責を規定しており（「善きサマリア人条項」<sup>(34)</sup>）、違法な情報に対し、削除等の措置を採ったとしても、その責任を問われることはない。

これらの規定は、媒介者の作為・不作為の両面から、強力な免責を与えることにより、オンラインの表現を保護し、ICSの継続的な開発等のイノベーションを促進し、各企業にそれぞれのコンテンツモデレーション<sup>(35)</sup>プロセスを策定することを促すことを意図したものである<sup>(36)</sup>。

### (4) 通信法第230条の例外

米国において、媒介者の責任は通信法のほか、著作権、商標権など個別の分野に関する法令においても定められている。通信法第230条は、同条の規定は刑事法、知的財産権法等に影響を及ぼさない旨を規定した。

例外とされた分野の中でも特徴的な制度として、著作権法上の免責規定がある。1998年の

(29) 岡村・近藤 前掲注(25), p.318. このようなジレンマを表現する言葉として「モデレーターのジレンマ」(Moderator's Dilemma) といった表現が用いられる (Eric Goldman, "Overview of the United States' Section 230 Internet Immunity," Frosio, ed., *op.cit.*(2), p.157.)。

(30) 立法経緯について、以下を参照。Kosseff, *op.cit.*(23), pp.57-76.

(31) Benjamin Edelman and Abbey Stemler, "From The Digital to The Physical: Federal Limitations on Regulating Online Marketplaces," *Harvard Journal on Legislation*, Vol.56, 2019, p.142. <[https://harvardjol.com/wp-content/uploads/sites/17/2019/05/HLL108\\_crop.pdf](https://harvardjol.com/wp-content/uploads/sites/17/2019/05/HLL108_crop.pdf)>

(32) 例えば、検索事業者の検索結果表示もその対象とされている (Maughan v. Google Technology, Inc., 49 Cal. Rptr. 3d 861 (Cal. Ct. App. 2006))。

(33) なお、「情報コンテンツ提供者」とは、「インターネットその他の双方向コンピュータサービスによって提供される情報の作成又は開発 (develop) について、全面的又は部分的に責任を負っている (responsible) 人又は企業」をいう (通信法第230条(f)(3))。

(34) 「善きサマリア人の法理」は、他人を救助する者の責任を軽減する不法行為法上の原則をいう (田中英夫 [ほか] 編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.385.)。

(35) コンテンツを監視し、必要に応じて削除等の措置を採ることをモデレーションという。

(36) Kosseff, *op.cit.*(23), p.67.



デジタル・ミレニアム著作権法第 512 条<sup>(37)</sup>では、媒介者を、接続サービス、キャッシングサービス<sup>(38)</sup>、ホスティングサービス<sup>(39)</sup>、インデックスサービス（検索サービス等）の 4 つに分類し、オンライン上の著作権侵害に関する免責要件を定めている。特に、キャッシング、ホスティング、インデックスの 3 つのサービスに対して、セーフハーバー（safe harbor）<sup>(40)</sup>としての、ノーティス & テイクダウン（N&TD）手続<sup>(41)</sup>が設けられていることが特徴である<sup>(42)</sup>。

## 2 通信法第 230 条をめぐる判例

通信法第 230 条による免責の範囲については、裁判所の判例によって、拡大又は制約されてきたと考えられる。以下では、代表的な判例を紹介して、その範囲を明らかにする<sup>(43)</sup>。

### (1) 免責範囲拡大期の判例

通信法第 230 条による免責のリーディングケースとなったのが、Zeran 対 AOL 事件<sup>(44)</sup>である。同事件では、被告の電子掲示板上的名誉毀損的な書き込みについて、原告から通知されていたにもかかわらず、削除に不当な遅延があった等として損害賠償が請求された。通信法第 230 条の文言によれば、電子掲示板は、発行者又は発信者として扱われないが、ここでは、（情報を知っていた場合には責任を負い得る）頒布者としての責任が問われた。

1997 年 11 月、第 4 巡回区控訴裁判所は、媒介者は頒布者としても責任を負わないとして、請求を退けた。電子掲示板には、大量の投稿があり、名誉毀損等の通知があった場合に常に判断を迫られるとすれば、事業者には負担不可能な重荷を負わせることになるのであり、言論の自由にも萎縮効果を生じる。このことは、通信法第 230 条の立法目的に反するというのである。この判決により、通信法第 230 条による免責の範囲は相当程度広く解釈されるようになっていった。

その後も、私的なメールのつもりで管理者に送った名誉毀損的な内容を管理者がメーリングリストに転送した事件<sup>(45)</sup>や、デーティングサイト<sup>(46)</sup>へのなりすまし投稿の事件<sup>(47)</sup>などにおい

<sup>(37)</sup> 17 U.S.C. § 512

<sup>(38)</sup> プロバイダが管理又は運営するシステム又はネットワーク上における中間的かつ一時的な情報の蓄積を対象とする（17 U.S.C. § 512(b)(1)）。

<sup>(39)</sup> 利用者の指示による、プロバイダが管理又は運営するシステム又はネットワーク上における情報の蓄積を対象とする（17 U.S.C. § 512(c)(1)）。

<sup>(40)</sup> 一定の枠内で行動すれば必ず免責されるという準則のことをいう（増田雅史・生貝直人『デジタルコンテンツ法制—過去・現在・未来の課題—』朝日新聞出版、2012、p.54.）。

<sup>(41)</sup> 権利侵害情報の通知を受けた場合に、当該情報について削除等の措置を行うことを N&TD という。デジタル・ミレニアム著作権法においては、N&TD に引き続き、発信者への通知を行うことなど手続の詳細や通知に求められる要件等も定められている。

<sup>(42)</sup> 接続サービスについては、第三者が送信したものに、変更を加えていない場合には、免責される。

<sup>(43)</sup> コセフ米国海軍兵学校助教授（Jeff Kosseff）は、通信法第 230 条制定後の 10 年を同条の適用範囲が拡大した時期、その後の 10 年をゆっくりとした、しかし着実な浸食（erosion）の時期と位置付けている（Kosseff, *op.cit.*(23), p.166.）。以下の分類もこれにならった。

<sup>(44)</sup> Zeran v. Am. Online, Inc., 129 F.3d 327 (4th Cir. 1997) 同判決の日本語による解説として、平野晋・相良紀子「解説「Zeran 対 AOL」事件」『判例タイムズ』985 号、1998.12.15、pp.73-64 がある。

<sup>(45)</sup> Batzel v. Smith, 333 F.3d 1018 (9th Cir. 2003) ミュージアム・セキュリティー・ネットワークは、盗まれた美術品に関するメーリングリストとウェブサイトとを有しており、同ネットワークのオペレーターであるクレマーズ氏は、受け取ったメールの中からメーリングリストに送信するメールを決定していた。スミス氏から受け取ったメールに微細な変更を加えて、メーリングリストに送信したほか、ウェブサイトにも掲載したが、コンテンツの開発には当たらないとされた。

<sup>(46)</sup> 新しい恋愛又は性的関係のパートナーを探すためのウェブサイトで、通常、写真等から成るプロフィールを作成し、これに基づいて相手を検索する（Nicola Fox Hamilton, “Online Dating,” James J. Ponzetti, Jr. ed., *Macmillan Encyclopedia of Families, Marriages, and Intimate Relationships*, vol.2, Farmington Hills: Macmillan Reference USA, 2019, pp.604-607.）。

<sup>(47)</sup> Carafano v. Metrosplash.com, Inc., 339 F.3d 1119 (9th Cir. 2003) デーティングサイトにおいて、無許可でプロフィールが作成され、性的な脅迫を含む電話などを受けるようになったことから、損害賠償を求めた事案。原告側は、

ても、その責任が否定され、幅広い免責が確立していった。

## (2) 免責範囲制約期の判例

一方、媒介者に広範な免責が認められ、原告側の敗訴が続くと、広範な免責に対する批判も見られるようになっていった<sup>(48)</sup>。こうした中で、2000年代後半に入ると、免責の対象を制約する裁判例にも注目が集まった。代表的な事例と考えられるのが、Roommates.com 事件<sup>(49)</sup>である。Roommates.com は、住宅賃貸のためのマッチングサイトであるが、プロフィール作成のための選択式の質問項目に性別、性的指向などの項目が含まれていた。このことが、住宅広告における差別的な言明を禁じた連邦の公正住宅法 (Fair Housing Act)<sup>(50)</sup>等に違反しているとして、公正住宅委員会が訴えを提起したものである。地方裁判所は、通信法第 230 条による免責を認めたが、第 9 巡回区控訴裁判所は、ICS の提供者が、情報コンテンツ提供者でもある場合、すなわち、情報の作成又は開発 (develop) について、全面的又は部分的に責任を負っている (responsible) 場合には、通信法第 230 条の免責の対象とならない、とした。Roommates.com が、違法な質問を行い (回答を強制し)、掲載したことは、情報の開発に当たるとし、同サイトは通信法第 230 条の免責を受けることができないと結論付けた<sup>(51)</sup>。

また、近年では、媒介者に対し、投稿への直接的な責任を問うのではなく、契約違反等の責任を問う訴訟も提起されており、一部ではその主張が認められている<sup>(52)</sup>。このように、米国における媒介者に対しては、依然として幅広い免責が与えられている一方で、媒介者の関与が見られる等一定の場合には、その責任が認められるようになっている。

## 3 通信法第 230 条をめぐる議論

通信法第 230 条については、インターネット産業、表現の自由を支える条項として一定の評価がある一方で、違法又は有害な情報に対する媒介者の不作為 (削除等の措置が十分でない。) 及び作為 (削除等の措置が適切でない。) 等の観点から党派を超えて批判がある (表 1)。また、司法省は、通信法第 230 条の見直しに関する調査を行っており、2020 年 6 月に勧告<sup>(53)</sup>を、2020 年 9 月には連邦議会に対する立法の提案<sup>(54)</sup> (以下「司法省案」という。) を行った<sup>(55)</sup>が、

サイト側の用意した質問項目に沿って情報が入力されたことをもって、情報コンテンツの作成・開発に寄与したと主張したが否定された。

(48) Kosseff, *op.cit.*(23), p.165.

(49) Fair Hous. Council v. Roommates.com, LLC, 521 F.3d 1157 (9th Cir. 2008)

(50) 42 U.S.C. § 3601 et seq.

(51) ただし、こうした質問は、情報コンテンツの作成又は開発に当たらない等として、通信法第 230 条の免責を受けるという反対意見も付されている。

(52) 元交際相手がウェブサイト上に裸の写真等を含むプロフィールを作成したことに関し、サービス規約に則って削除要請を行ったにもかかわらず削除されなかった事案において、約束的禁反言 (promissory estoppel) が主張された。この点につき裁判所は、通信法第 230 条による免責を認めなかった (Barnes v. Yahoo!, Inc., 570 F.3d 1096 (9th Cir. 2009))。約束的禁反言とは、契約の成立要件 (対価) を欠くような場合であっても、一定の場合には約束が法的拘束力を有するという米国の契約法理 (田中 [ほか] 編 前掲注(34), p.674.)。

(53) U.S. Department of Justice, "Section 230 — Nurturing Innovation or Fostering Unaccountability?: Key Takeaways and Recommendations," 2020.6. <<https://www.justice.gov/file/1286331/download>>

(54) "Department of Justice's Review of Section 230 of the Communications Decency Act of 1996." Department of Justice website <[https://www.justice.gov/ag/department-justice-s-review-section-230-communications-decency-act-1996?utm\\_medium=email&utm\\_source=govdelivery](https://www.justice.gov/ag/department-justice-s-review-section-230-communications-decency-act-1996?utm_medium=email&utm_source=govdelivery)>

(55) "The Justice Department Unveils Proposed Section 230 Legislation," 2020.9.23. *idem* <<https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-unveils-proposed-section-230-legislation>> 司法省の動きについては以下も参照。中川かおり「【アメリカ】1996年通信品位法第230条に関する司法省報告書」『外国の立法』No.285-2, 2020.11, pp.14-15. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11570693\\_po\\_02850207.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570693_po_02850207.pdf?contentNo=1)>

これは上記の両面を含むものである。

表 1 通信法第 230 条の免責と批判

	削除等を行わなかった場合の免責	削除等を行った場合の免責
条文	47 U.S.C. § 230(c)(1)	47 U.S.C. § 230(c)(2)
内容	発行者又は発信者として扱われない (判例上、頒布者としても扱われない) →ほぼ全面的な免責	わいせつその他の好ましくないコンテンツについて、誠実かつ任意に採った措置の責任を負わない
批判	違法有害なコンテンツに対して、十分な措置が採られていない(ペロシ下院議長(民主党)ほか)	削除等の措置を採るコンテンツの選択にバイアスがかかっている(大統領令ほか)

(出典)「米通信品位法 230 条、現代ネット社会を作った法律の光と陰」『MIT Technology Review』2019.10.30. <<https://www.technologyreview.jp/s/157890/section-230-the-law-that-created-the-modern-internet-explained/>>; “Executive Order on Preventing Online Censorship,” 2020.5.28. White House website <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/executive-order-preventing-online-censorship/>> ほか各種資料を基に筆者作成。

### (1) 通信法第 230 条の評価

通信法第 230 条は、他の国・地域と比較すると、媒介者に対し、広範な免責を与えており、これは、表現の自由を志向する建国当時からの理念を反映していると考えられている<sup>(56)</sup>。そして、利用者の作成した情報を自由に媒介できることが、Google、Facebook といった代表的なプラットフォームの多くが米国にあることにつながっており<sup>(57)</sup>、こうした媒介者に与えられた免責を弱めたならば、米国は年間 440 億ドル、42 万 5000 人の雇用を失うだろうという推計も存在する<sup>(58)</sup>。米国政府は、「米国・メキシコ・カナダ協定」(第 19.17 条)<sup>(59)</sup>、「日米デジタル貿易協定」(第 18 条)<sup>(60)</sup>に通信法第 230 条と同様の条項を採用しており、2010 年言論法(不朽かつ不動の憲法の伝統を防護する法律)においても通信法第 230 条の重要性が再確認されている<sup>(61)</sup>。

### (2) 媒介者の不作為にかかわる議論一性的人身売買への対応 (FOSTA) —

各種のプラットフォームは、テロリストの勧誘、外国政府によるプロパガンダ・虚偽の情報の流布、児童ポルノの流通などに用いられている。事業者がこれらコンテンツの流通の積極的な防止に取り組まない理由として通信法第 230 条が取組のインセンティブをそいでいるとの指

<sup>(56)</sup> Kosseff, *op.cit.*(23), pp.145-146.

<sup>(57)</sup> *ibid.*, p.146.

<sup>(58)</sup> *ibid.*, p.121; Christian M. Dippon, *Economic Value of Internet Intermediaries and the Role of Liability Protections*, 2017.6.5, p.2. <<https://internetassociation.org/wp-content/uploads/2017/06/Economic-Value-of-Internet-Intermediaries-the-Role-of-Liability-Protections.pdf>> ただし、デジタル・ミレニアム著作権法上のセーフハーバーの影響を含む。

<sup>(59)</sup> “Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 7/1/20 Text.” Office of the United States Trade Representative website <<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between>>

<sup>(60)</sup> 「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000527426.pdf>> プロバイダ責任制限法が同条の規定に反しないことを確認する交換公文が交わされている(「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に関連して作成された文書」同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000527428.pdf>>)。

<sup>(61)</sup> ダニエル・キーツ・シトロ(明戸隆浩ほか監訳、大川紀男訳)『サイバーハラスメント—現実へと溢れ出すヘイトクライム—』明石書店、2020、p.228。(原書名: Danielle Keats Citron, *Hate Crimes in Cyberspace*, 2014.) 外国判決が、通信法第 230 条と矛盾しないことを確認できない場合には、国内裁判所の承認執行を拒絶すると規定されている。Securing the Protection of Our Enduring and Established Constitutional Heritage Act, Pub. L. 111-223



摘があり<sup>(62)</sup>、法改正を行うべきとも主張されている<sup>(63)</sup>。こうした各種の問題の中でも、オンラインでの女性への攻撃<sup>(64)</sup>や売春・性的人身売買は一大トピックとなってきた。

オンライン広告サイトを通じた児童の性的人身売買の事件<sup>(65)</sup>などを契機として、2018年には、「州及び被害者にオンライン性目的人身取引への対処を可能とする2017年法」(FOSTA)<sup>(66)</sup>が制定された。同法では、性目的の人身取引又は売春についての民事請求・刑事訴追が、通信法第230条による免責の対象とならないことが明示された(同条新(e)(5))<sup>(67)</sup>。

同法の成立を受けて、選挙妨害、テロリストコンテンツなどその他の分野でも、免責を弱めることが期待されている状況にある<sup>(68)</sup>。代表的な動きの1つがEARN IT法案である<sup>(69)</sup>。同法案は、オンラインにおける児童の性的搾取の防止等を目的として、オンライン児童性的搾取防止のための国家委員会を設置するとともに、ICSが従うべきベストプラクティス(オンライン児童性的搾取の防止等のために実施が推奨される事項)を作成するというものである。提出時の法案は、ベストプラクティスに従うか、同様の他の手段を採用した場合にのみ、児童の性的搾取に関する法令への違反につき免責を受けることができるとされていたが、7月に議会に提出された修正案では当該要件が削除された<sup>(70)</sup>。加えて、修正案では、通信の暗号化が免責を妨げるものではないことも明示された<sup>(71)</sup>。同法案については、児童の安全という法の目的を達成できないにもかかわらず、ICSによる過剰な削除を招きかねないという観点から批判がある<sup>(72)</sup>。

(62) Kosseff, *op.cit.*(23), p.229; 「米通信品位法230条、現代ネット社会を作った法律の光と陰」『MIT Technology Review』2019.10.30. <<https://www.technologyreview.jp/s/157890/section-230-the-law-that-created-the-modern-internet-explained/>>

(63) 例えば、民主党のバイデン(Joseph Robinette Biden, Jr.)大統領候補も、通信法第230条の削除を主張している(“Joe Biden: Former vice president of the United States,” *New York Times*, Jan. 17, 2020. <<https://www.nytimes.com/interactive/2020/01/17/opinion/joe-biden-nytimes-interview.html?smid=nytcore-ios-share>>).

(64) オンラインでは、女性への被害が男性と比較して多いと報告されることがある(“Online Harms White Paper,” 12 February 2020. gov.uk website <<https://www.gov.uk/government/consultations/online-harms-white-paper>>). ネット空間での嫌がらせの被害者は、しばしば、インターネット空間での自己表現から撤退せざるを得ず、表現の自由が毀損されていると指摘される(シトロン 前掲注(61), pp.257-260.)

(65) 広告を掲載できるサイト Backpage.com には、性的サービスの広告のカテゴリも用意されていた。この中には、性的人身売買(強制的な売春)に関するものが含まれていた。被害者からは、Backpage.com を相手取った訴訟も提起されたが、通信法第230条による免責が主張された。原告敗訴となった事例においても、判決中、議会の立法を批判するものが見られ、こうした中で、立法の機運が高まっていった(Kosseff, *op.cit.*(23), pp.253-264.)

(66) Allow States and Victims to Fight Online Sex Trafficking Act of 2017, Pub. L. 115-164 同法については、中川かおり「【アメリカ】インターネット上の人身取引対策法」『外国の立法』No.278-2, 2019.2, pp.8-11. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11239707\\_po\\_02780204.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11239707_po_02780204.pdf?contentNo=1)> を参照。

(67) ほかに、故意に他者の売春を促進し、又は助長する場合には、罰金刑若しくは10年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する(加重罰の規定あり)ものとされた(18 U.S.C. § 2421A)。

(68) Goldman, *op.cit.*(29), p.170.

(69) S.3398 - EARN IT Act of 2020, 116th Congress (2019-2020)

(70) 媒介者による免責の獲得(Earn it)が法案の略称の由来である。児童の性的搾取に関する通信法第230条の適用除外は残されたため、この修正について、「アメと鞭」の鞭だけが残されているとの批判もある(Riana Pfefferkorn, “The EARN IT Act Threatens Our Online Freedoms. New Amendments Don’t Fix It,” 2020.7.6. Center for Internet and Society, Stanford University website <<http://cyberlaw.stanford.edu/blog/2020/07/earn-it-act-threatens-our-online-freedoms-new-amendments-don%E2%80%99t-fix-it>>).

(71) ベストプラクティスに暗号化の解除が含まれ得ることについて強い批判があった(例えば、Joe Mullin, “The EARN IT Bill Is the Government’s Plan to Scan Every Message Online,” 2020.3.12. Electric Frontier Foundation website <<https://www.eff.org/deeplinks/2020/03/earn-it-bill-governments-not-so-secret-plan-scan-every-message-online>>). なお、本法案とは別に日本、米国等は、テクノロジー企業に対し、暗号化された通信に法執行機関がアクセス可能となるような対応を求めている(「エンドツーエンド暗号化及び公共の安全に関する国際的・ステートメント」2020.10.12. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/la\\_c/sa/co/page22\\_003432.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/co/page22_003432.html)>).

(72) 大手事業者が、ベストプラクティスを実施した場合、犯罪者は追跡の難しいダークウェブに逃れるという(Pfefferkorn, *op.cit.*(70)). ダークウェブとは、匿名化ソフトを使わなければアクセスできない情報交換システムという(渡辺武達「ダークウェブ」同ほか編『メディア用語基本事典 第2版』世界思想社, 2019, p.166.)



また、司法省案では、①連邦刑法に違反するコンテンツの流通を故意に促進する者（「悪しきサマリア人」）、②児童搾取・テロリズムコンテンツ・サイバーストーカー行為、③違法情報に対する現実の知識を有していた場合の削除等の措置、法で要求される法執行機関への通報又は少なくとも1年間証拠を保存することのいずれかを行わなかったとき、④裁判所の決定があるにもかかわらず削除等の措置を採らない場合につき、それぞれ通信法第230条の適用除外が求められている<sup>(73)</sup>。

### (3) 媒介者の作為にかかわる議論—通信法第230条に対する批判—

共和党議員を中心として、オンラインプラットフォームによる削除等の措置は偏向している（保守寄りの見解が過剰に削除されている。）との主張があり<sup>(74)</sup>、通信法第230条の免責の適用を、その措置が中立的に採られた場合に限定する法案が複数提出されている<sup>(75)</sup>。

さらに、ホワイトハウスは、2020年5月28日、オンライン検閲の防止に関する大統領令を発出したことを明らかにした<sup>(76)</sup>。これに先立ち、Twitter社が、トランプ（Donald John Trump）大統領の郵便投票に関する投稿に、ファクトチェック（事実確認）を促す警告を付けたことから、大統領は同社の対応を強く批判していた<sup>(77)</sup>。

大統領令では、オンラインプラットフォームが明示的な規約違反に当たらないにもかかわらず、選択的な検閲（不適切であるとのタグ付け、削除等）を行っているとして、通信法第230条（特に(c)(2)）による免責の範囲を明確化するとしている。すなわち、法に定める「誠実に」（good faith）から離れ、（しばしば利用規約に反して）欺瞞的又は口実的（deceptive or pretextual）な編集行為については、同条に定める免責の対象外であり、編集者、出版者と同様の責任を負うという方針を示した。加えて、こうした方針を実施するため、商務省に対し、司法長官と協議の上、国家電気通信情報庁（NTIA）を通じて、60日以内に、連邦通信委員会（FCC）に規則制定を要請するよう命じた。

<sup>(73)</sup> “Department of Justice’s Review of Section 230 of the Communications Decency Act of 1996,” *op.cit.*(54)

<sup>(74)</sup> David McCabe and Ana Swanson, “U.S. Using Trade Deals to Shield Tech Giants from Foreign Regulators,” *New York Times*, 2019.10.7; Ted Cruz, “Sen. Ted Cruz: Facebook has been censoring or suppressing conservative speech for years,” 2018.4.11. Fox News website <<https://www.foxnews.com/opinion/sen-ted-cruz-facebook-has-been-censoring-or-suppressing-conservative-speech-for-years>>

<sup>(75)</sup> S.1914 - Ending Support for Internet Censorship Act, 116th Congress (2019-2020); S.4062 - Stopping Big Tech’s Censorship Act, 116th Congress (2019-2020) 学者、市民団体の連名で公表された「立法者のためのオンラインユーザー生成コンテンツに関する法的責任の原則」では、第三者のコンテンツを刊行することは「中立」ではあり得ないとして、「中立性」を求めるべきではないとしている。他の原則として、①発信者がその言動に第一義的責任を負うこと、②いかなる媒介者責任に関する法も憲法で保護された言論を対象としてはならないこと、③法は事業者に対し削除等の措置をしないように仕向けるものであってはならないこと、④全国統一的な標準が必要であること、⑤イノベーションを促進するものでなければならないこと、⑥広いオンラインサービスを対象とすべきであることが挙げられている。“Liability for User-Generated Content Online Principles for Lawmakers,” 2019.7.11. Santa Clara University School of Law Digital Commons website <<https://digitalcommons.law.scu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2992&context=historical>>

<sup>(76)</sup> “Executive Order on Preventing Online Censorship,” 2020.5.28. White House website <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/executive-order-preventing-online-censorship/>> 大統領令については、以下も参照。平地秀哉「オンライン・プラットフォーム免責規定の見直しを命ずるトランプ大統領の行政命令」『ジュリスト』1550号, 2020.10, pp.96-100; 中川かおり「【アメリカ】1996年通信品位法第230条をめぐる政府の主な動き」『外国の立法』No.285-2, 2020.11, p.33. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11570702\\_po\\_02850216.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570702_po_02850216.pdf?contentNo=1)>

<sup>(77)</sup> 「「SNSは規制か閉鎖」、トランプ氏、ツイッター批判」『日本経済新聞』2020.5.28, 夕刊; 「SNS規制 米IT懸念 ゲーグルなど「ネット機能弱める」」『日本経済新聞』2020.5.29, 夕刊。

大統領令を受けて、NTIA は、同年 7 月 27 日に FCC に対して規則制定の要請を提出した<sup>(78)</sup>。規則によって明確化されるべきとされた事項には、①同条 (c)(1) 及び (2) の関係性を明らかにすること、②同条 (c)(1) が他の情報コンテンツ提供者のコンテンツへのアクセスの制限に関する決定や情報コンテンツ提供者のアクセス停止に関する決定等に適用されないことを明記すること<sup>(79)</sup>、③どのようなコンテンツが同条 (c)(2) に当てはまるか、特に同条における「他の好ましくない」及び「誠実に」の要件について裁判所等に対する指針を提供すること、④情報コンテンツ提供者の定義中の情報コンテンツの「作成又は開発」には、他の情報コンテンツ提供者によって提供されたコンテンツへのコメント等が含まれること<sup>(80)</sup>、⑤削除等の措置に関連した情報開示を義務付けることが含まれる。

司法省案にも同旨の規定が含まれており、開かれた言論を促進し、ICS と利用者間の透明性を向上させるためとして、通信法第 230 条 (c)(2) における、①「他の好ましくない」という包括的な文言を限定的なものに変更すること、②「誠実に」要件について明確かつ特定の利用規約に従って行われ、合理的な説明を伴ったものに制限すること、③同項及び利用規約に従って ICS が削除等の措置を採ったとしてもそれによっては発行者又は発信者とみなされないことを明確化することが盛り込まれている<sup>(81)</sup>。

#### (4) 媒介者の答責性及びその他の議論

通信法第 230 条を改正し、プロバイダ等に既存の法令に基づく法的責任を負わせるのではなく、新たに一定の法的義務を課す立法も提案されている。「プラットフォームの答責性と消費者透明性法案」(Platform Accountability and Consumer Transparency Act: PACT Act)<sup>(82)</sup>は、①透明性の向上、②答責性の確保、③消費者保護の大きく 3 点から成っている。透明性の向上については、プラットフォーム事業者<sup>(83)</sup>に対しコンテンツの削除等に関する方針の説明や削除等に係る四半期ごとの統計報告を義務付けている。答責性の確保については、14 日以内に削除等の対応を利用者に通知すること等を含む手続を提供することを求めることや裁判所が違法性を認めたコンテンツについて 24 時間以内に削除することを求める通信法第 230 条の改正が含まれる。最後に、消費者保護については、これまで刑事法等に対する違反行為に限定されていた通信法第 230 条の適用除外を連邦政府によって執行される民事・刑事法全般に拡大することなどが含まれている。同法案については、通信法第 230 条の適用除外範囲の拡大の趣旨が不明瞭

(78) *Petition For Rulemaking of the National Telecommunications and Information Administration*, 2020.7.27. NTIA website <[https://www.ntia.gov/files/ntia/publications/ntia\\_petition\\_for\\_rulemaking\\_7.27.20.pdf](https://www.ntia.gov/files/ntia/publications/ntia_petition_for_rulemaking_7.27.20.pdf)> なお、FCC のパイ (Ajit Pai) 委員長も、規則制定を検討すると発言している (“Chairman Pai Statement on Section 230,” 2020.10.15. FCC website <<https://www.fcc.gov/document/chairman-pai-statement-section-230>>).

(79) 通信法第 230 条 (c)(1) 及び同 (2) の関係を明確にし、ICS の削除等の行為について、同条 (c)(1) が適用されないことを明確にすべきと主張するもの。

(80) 第三者の作成したコンテンツに対する事業者のコメント (警告表示) 等に関し、事業者は情報コンテンツ提供者とみなされることになる。

(81) “Department of Justice’s Review of Section 230 of the Communications Decency Act of 1996,” *op.cit.*(54)

(82) S.4066 - PACT Act, 116th Congress (2019-2020); “Schatz, Thune Introduce New Legislation To Update Section 230, Strengthen Rules, Transparency On Online Content Moderation, Hold Internet Companies Accountable For Moderation Practices,” 2020.6.24. Brian Schatz website <<https://www.schatz.senate.gov/press-releases/schatz-thune-introduce-new-legislation-to-update-section-230-strengthen-rules-transparency-on-online-content-moderation-hold-internet-companies-accountable-for-moderation-practices>>

(83) ICS のうち、ホスティング事業者等の他の ICS によって用いられるサービスの提供者 (インターネットインフラストラクチャサービス提供者) には適用されない。また、直近 24 月における月利用者 100 万人以下かつ収益 2500 万ドル以下の小規模事業者に対しては、適用が除外される項目がある。

であることなどについて批判があるものの、透明性の確保や違法情報の削除等のための仕組みの提供などに寄与すると考えられ、現実の運用上の問題を踏まえた対応となっていることなどから一定の評価を受けている<sup>(84)</sup>。

司法省案でも、違法情報等の通報機能を整備することが求められている。また、連邦政府による執行能力の強化のため政府機関による民事上の法執行及び競争の促進のため反トラスト法<sup>(85)</sup>に基づく訴訟を、それぞれ通信法第 230 条の適用除外とすることが提案されている。

このほか、通信法第 230 条については、制定時に想定されていた電子掲示板等にとどまらず、オンライン商業プラットフォーム（Uber 等を含む。）に、製品に関連した責任への広範な免責を与えており、州や地域による規制も困難にしていることを指摘するものがある<sup>(86)</sup>。

### Ⅲ 欧州

欧州では、2000 年の EU 指令において幅広い分野に適用される媒介者の免責要件が定められ、各国において国内法化されてきた。近年では、著作権、テロリズムコンテンツ等個別の分野に対応した媒介者の責任に関する検討が進められている。一般的な法的責任にとどまらない、媒介者の有する責任の観点から、非立法的な手法で自主規制等が促されている一方で、指令の見直しの動きもある。EU における媒介者の責任に係る制度のほか、加盟国における動きとして、ドイツ等の制度を紹介する。

#### 1 EU

##### (1) 電子商取引指令

EU では、2000 年の「電子商取引指令」<sup>(87)</sup>が媒介者の免責の基本的な規定となっている。同指令では、情報社会サービス<sup>(88)</sup>の提供者の免責要件を、提供するサービスの形態ごとに「単

<sup>(84)</sup> Daphne Keller, “CDA 230 REFORM GROWS UP: THE PACT ACT HAS PROBLEMS, BUT IT’S TALKING ABOUT THE RIGHT THINGS,” 2020.7.16. Center for Internet and Society, Stanford University website <<http://cyberlaw.stanford.edu/blog/2020/07/cda-230-reform-grows-pact-act-has-problems-it%E2%80%99s-talking-about-right-things>>; Jeff Kosseff, “The PACT Act and Section 230: The Impact of the Law That Helped Create the Internet and an Examination of Proposed Reforms For Today’s Online World,” 2020.7.28. U.S. Senate Committee on Commerce, Science and Transportation website <<https://www.commerce.senate.gov/services/files/444EFF87-84E3-46DB-B8DB-24DC9A424869>>

<sup>(85)</sup> 日本の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。「独占禁止法」）に当たり、主にシャーマン法（Sherman Antitrust Act of 1890）、クレイトン法（Clayton Antitrust Act of 1914）、FTC 法（Federal Trade Commission Act of 1914）など複数の法律から構成される。

<sup>(86)</sup> Edelman and Stemler, *op.cit.*(3), pp.141-197. 例えば、問題のある事案の掲載につき手数料を得ている場合には、免責を留保することや一定の注意義務を課すことなどが政策上の選択肢として提示されている（*idem*, pp.193-194.）。以下の論文においても、Roommates.com 事件の判決に従って一定の範囲では責任を負うと考えられるとしつつ、規制当局の執行がプラットフォームではなく利用者のみに向かうことの問題が指摘されている（Orly Lobel, “The Law of the Platform,” *Minnesota Law Review*, vol.101, 2016, pp.144-146. <<https://www.minnesotalawreview.org/wp-content/uploads/2019/07/Lobel.pdf>>）。

<sup>(87)</sup> Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market (Directive on electronic commerce) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32000L0031&from=EN>>

<sup>(88)</sup> 「通常報酬を得て、隔地間で、電子的な手段によってサービスを受ける者の個別の要求に応じて提供される全てのサービス」（欧州議会及び理事会の指令 (EU)2015/1535 第 1 条第 1 項 b）と定義される（Directive (EU) 2015/1535 of the European Parliament and of the Council of 9 September 2015 laying down a procedure for the provision of information in the field of technical regulations and of rules on Information Society services (codification) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32015L1535&from=EN>>）。なお、電子商取引指令第 2 条 (a) にいう、指令 98/34/EC は廃止され、指令 (EU)2015/1535 が準用される形となっている（夏井高人「指令 (EU) 2015/1535 [参考訳]」『法と情報雑誌』3(7), 2018.7, p.2. <[http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/EU\\_Directive\\_2015\\_1535.pdf](http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/EU_Directive_2015_1535.pdf)>）。



なる導管」(Mere conduit. 第 12 条)<sup>(89)</sup>、「キャッシング」(Caching. 第 13 条)<sup>(90)</sup>、「ホスティング」(Hosting. 第 14 条)<sup>(91)</sup>の 3 類型に分けて規定している。そのうちのホスティングについては「違法な行為・情報に関する現実の知識を有せず、かつ、違法な行為・情報が明白となるような事実・状況の認識がない」場合又は「そのような知識・認識を得た際に、直ちに、当該情報の削除・アクセス停止をする」場合には責任を負わないものとされている。加盟国が、媒介者に対し、一般的監視義務を課すことは禁止されている(第 15 条第 1 項)<sup>(92)</sup>。

違法なコンテンツに対し、この電子商取引指令や各種の取組に依拠しつつ、プラットフォーム事業者への対応を求めるものとして 2017 年のガイドライン「オンライン違法コンテンツへの対応」(以下「EU ガイドライン」という。)<sup>(93)</sup>及びこれを受けた 2018 年の「オンライン違法コンテンツへの効果的な取組の措置に関する 2018 年 3 月 1 日の欧州委員会勧告」(以下「違法コンテンツ勧告」という。)<sup>(94)</sup>が注目される<sup>(95)</sup>。EU ガイドラインでは、違法情報への対応として、大きく分けて、「通知と検知」、「違法情報を取り除くこと」及び「削除した違法情報の再アップロードの防止」を扱っている。通知と検知については、裁判所及び当局との連携、信頼できる通知者(trusted flagger)<sup>(96)</sup>との連携、一般利用者向けの通知システムの構築等に加え、プロバイダ等による積極的な検知と削除の措置<sup>(97)</sup>についても記述がある。違法コンテンツ勧告は、EU ガイドラインの内容に沿ったものであるが、企業及び加盟国が採るべき措置を正式に定めたものであり、概念の明確化等が図られている<sup>(98)</sup>。特にテロリズムコンテンツについては、通知から 1 時間以内の削除が求められているなどの特徴がある。

## (2) 媒介者の種別・コンテンツ分野ごとの媒介者の責任

近年では、動画共有プラットフォーム等の媒介者の種別や著作権、テロリズムコンテンツ等個別の分野について、立法や政策文書を通じ、媒介者の責任や一定の義務について規定する例が見られる(表 2)。立法又はこれに類するものとして、①視聴覚メディアサービス指令による動画共有プラットフォームの責任、②対テロリズム指令等によるテロリズムコンテンツに関する責任、③児童の性的虐待に関する取組、④人種差別・ヘイトスピーチに関する取組が挙げ

<sup>(89)</sup> ISP が提供するような、情報の通信ネットワークにおける伝送やアクセスの提供をいう。

<sup>(90)</sup> 一般にキャッシング(キャッシュ)は、効率的な伝送等のために行われる情報の一時的な蓄積を指す。前掲注<sup>(88)</sup>の記述も参照。

<sup>(91)</sup> 利用者が提供する情報の蓄積により構成されるサービスをいう。

<sup>(92)</sup> プロバイダが伝送し又は蓄積する情報を監視する一般的な義務、又は違法な活動に関係する事実を積極的に調査する一般的な義務を課すことが禁じられている(第 15 条第 1 項)。

<sup>(93)</sup> European Commission, *op.cit.*(10)

<sup>(94)</sup> “Recommendation (EU) 2018/334 of the European Commission of 1 March 2018 on measures to effectively tackle illegal content online,” O.J. L 63, 2018.3.6. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018H0334&from=FR>>

<sup>(95)</sup> EU ガイドライン等を扱った以下の論文も参照。井上淳「欧州連合(EU)におけるオンライン・プラットフォームによる違法コンテンツ対策の政策動向について」『情報通信学会誌』36(1・2), 2018.9, pp.139-147. <[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicr/36/2/36\\_139/\\_pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicr/36/2/36_139/_pdf-char/ja)>

<sup>(96)</sup> 媒介者により、特定の専門性を有し、オンラインの違法情報への対応の目的に責任を有すると考えられる個人又は団体と定義される(違法コンテンツ勧告 4(g))。EU ガイドラインでは、児童ポルノ等に関するホットラインの連合組織である INHOPE (International Association of Internet Hotlines) 等が挙げられている。

<sup>(97)</sup> 積極的な措置については、導入後にも免責を享受できるかが問題になるが、積極的な措置を行っても直ちに免責は失われまいとしている(European Commission, *op.cit.*(10), p.10.)。

<sup>(98)</sup> “Commission Recommendation on measures to effectively tackle illegal content online,” 2018.3.1. European Commission website <[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/MEMO\\_18\\_1170](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/MEMO_18_1170)>



られる<sup>(99)</sup>。また、必ずしも違法とは言えない有害情報との関係では、偽情報に対応するための政策文書等が発出されている<sup>(100)</sup>。

表2 EUの立法における媒介者の責任・義務

	電子商取引指令	視聴覚メディアサービス指令	児童の性的搾取・児童ポルノ等の対策強化指令	対テロリズム指令	デジタル単一市場における著作権指令
違法コンテンツの種別	全て	・テロ犯罪の扇動 ・児童性的虐待コンテンツ ・人種差別・ヘイトスピーチ	児童性的搾取コンテンツ	テロ犯罪の扇動を構成するオンラインコンテンツ	著作権等侵害コンテンツ
対象	ホスティングプロバイダ等	動画共有プラットフォーム	加盟国	加盟国	オンラインコンテンツ共有サービス
責任・義務等	法的責任の免責	手続上の答責性	ブロックング及び削除の措置	ブロックング及び削除の措置	最善の努力をした場合の免責

(出典) Alexandre de Streel et al., *Online Platforms' Moderation of Illegal Content Online*, [Luxemburg]: European Parliament, 2020, p.34. <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2020/652718/IPOL\\_STU\(2020\)652718\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2020/652718/IPOL_STU(2020)652718_EN.pdf)> を基に筆者作成。

### (i) 視聴覚メディアサービス指令

2018年に改正された視聴覚メディアサービス指令 (Audiovisual Media Services Directive: AVMSD)<sup>(101)</sup>において、動画共有プラットフォーム<sup>(102)</sup>が規律の対象に追加された。同指令においては、加盟国に対し、当該国内の動画共有プラットフォームが、一般公衆及び未成年者を一定のコンテンツ<sup>(103)</sup>から保護するための適切な措置を採るようにするものとされている (第

<sup>(99)</sup> Alexandre de Streel et al., *Online Platforms' Moderation of Illegal Content Online*, [Luxemburg]: European Parliament, 2020, pp.18-34. <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2020/652718/IPOL\\_STU\(2020\)652718\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2020/652718/IPOL_STU(2020)652718_EN.pdf)> 以下、EUにおける法的枠組みについては同報告書を参照した。

<sup>(100)</sup> European Commission, "Tackling online disinformation: a European Approach," COM(2018) 236 final, 2018.4.26. <<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2018:0236:FIN:EN:PDF>> EUにおける偽情報対策については、神足祐太郎「『フェイクニュース』/偽情報問題の現状と対策」国立国会図書館調査及び立法考査局編『ソーシャルメディアの動向と課題—科学技術に関する調査プロジェクト—』(調査資料2019-5) 2020, pp.97-103. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11472873\\_po\\_20190508.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11472873_po_20190508.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>(101)</sup> "Directive (EU) 2018/1808 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 amending Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) in view of changing market realities," O.J. L 303, 2018.11.28, pp.69-92. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018L1808&from=EN>> 同指令の日本語訳として以下を参照した。井上淳「(資料)改正EU視聴覚メディア・サービス指令の翻訳」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所ウェブサイト <<http://www.mediacom.keio.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2019/02/cb2d3e9ae9885924163f40b841aacdb8.pdf>>

<sup>(102)</sup> 視聴覚メディアサービス指令において、「通知、娯楽又は教育のため、電子通信ネットワークを利用して、番組、ユーザ作成動画又はその両方を、一般公衆に提供することを主たる目的とするサービスであり、サービス提供者がコンテンツについて編集責任を有さず、表示、タグ付け、順序付けによってコンテンツを編成 (organisation) しているもの」と定義されている (第1条第1項第aa号)。訳語について、島村智子「【EU】視聴覚メディアサービス指令 (AVMSD) の改正」『外国の立法』No.278-2, 2019.2, p.12. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11239708\\_po\\_02780205.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11239708_po_02780205.pdf?contentNo=1)> を参照した。

<sup>(103)</sup> 一般公衆については、欧州連合の法の下で違法となるコンテンツ (テロリズムコンテンツ、児童虐待コンテンツ及び人種差別・外国人排斥コンテンツ) 及びヘイトスピーチコンテンツ、未成年者についてはその身体的、精神的及び倫理的発達を損なうコンテンツ。

28b 条)。採られ得る措置として、利用規約への趣旨の反映、透明性があり利用しやすい報告システム、年齢確認システムの構築などが挙げられている（同条第3項）。こうした措置は、侵害される権利等に鑑みて決定され、また、プラットフォームの規模等の性質に応じて実行可能かつ比例的<sup>(104)</sup>なものとなされ、電子商取引指令にいう一般的監視義務を課すものであってはならない。

## (ii) テロリズムコンテンツ

テロリズムコンテンツについては、2017年の「対テロリズム指令」<sup>(105)</sup>に加えて、「オンライン上のテロリズムコンテンツの拡散抑止に関する規則案」<sup>(106)</sup>（以下「テロコンテンツ防止規則案」という。）が提案されている。対テロリズム指令では、加盟国に対し、テロリズムコンテンツを含み又は拡散するウェブサイトに対し、除去又は（それが不可能な場合には）ブロッキングの措置を採ることを要求している（第21条第1項及び第2項）。当該措置は、透明性のある手続と適切な保護を備えることが要求されている（同条第3項）。各国においては、N&TD措置及び刑事法上の措置が採られている<sup>(107)</sup>。

テロコンテンツ防止規則案の提案の背景には、違法コンテンツ勧告において、テロリズムコンテンツの削除が求められているが、既存の措置においては必ずしも十分な効果が得られていないと考えられていることがある<sup>(108)</sup>。同規則案において、ホスティングプロバイダは、各国の当局の削除命令から1時間以内に当該コンテンツを削除するものとされている（第4条）。また、ホスティングプロバイダには、適切な事前措置を講じることも義務付けられている（第6条）。

## (iii) 児童ポルノコンテンツ

児童ポルノコンテンツについては、2011年の「児童の性的搾取・児童ポルノ等の対策強化指令」<sup>(109)</sup>が、対テロリズム指令と同様の措置を加盟国に義務付けており（第25条）、加盟国においてもN&TDや刑事法に基づく措置によって対応している<sup>(110)</sup>。

欧州議会決議においては、多くの加盟国で、立法・非立法的な手段でブロッキングの措置が

<sup>(104)</sup> 達成すべき目的と規制の均衡が要請されている。

<sup>(105)</sup> “Directive (EU) 2017/541 of the European Parliament and of the Council of 15 March 2017 on combating terrorism and replacing Council Framework Decision 2002/475/JHA and amending Council Decision 2005/671/JHA,” O.J. L88, 2017.3.31. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32017L0541&from=EN>>

<sup>(106)</sup> European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on preventing the dissemination of terrorist content online,” COM(2018) 640 final, 2018.9.12. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52018PC0640&from=EN>>

<sup>(107)</sup> de Streel et al., *op.cit.*(99), p.26.

<sup>(108)</sup> *ibid.*; European Commission, “Commission Staff Working Document of 12 September 2018, Impact Assessment Accompanying the document Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on preventing the dissemination of terrorist content online,” SWD(2018) 408 final, 2018.9.12, p.22. <[https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/sotou2018-preventing-terrorist-content-online-swd-408\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/sotou2018-preventing-terrorist-content-online-swd-408_en.pdf)>

<sup>(109)</sup> “Directive 2011/92/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on combating the sexual abuse and sexual exploitation of children and child pornography,” O.J. L 335, 2011.12.17. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32011L0093&from=EN>> 同指令については、植月献二「【EU】児童の性的搾取・児童ポルノ等の対策強化指令」『外国の立法』No.250-1, 2012.1, pp.6-7. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3382152\\_po\\_02500103.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382152_po_02500103.pdf?contentNo=1)> を参照。このほか、de Streel et al., *op.cit.*(99), p.29 では、多様な利害関係者によるフォーラムを通じた取組が紹介されている。

<sup>(110)</sup> de Streel et al., *ibid.*, p.28.

導入されていることに関し、コンテンツそのものを削除する措置が望ましいとされている<sup>(111)</sup>。

#### (iv) 人種差別・ヘイトスピーチ

2008年の理事会枠組み決定により、加盟国には、人種差別及び外国人排斥表現を刑事法によって処罰することが求められている<sup>(112)</sup>

インターネット上のヘイトスピーチ対策については、2016年に欧州委員会と主要なプラットフォーム事業者との間で、行動規範に合意している<sup>(113)</sup>。この行動規範では、プラットフォーム事業者は、通知を受けたヘイトスピーチコンテンツの多くについて、24時間以内に確認し、必要があれば削除等の措置を採るものとされている<sup>(114)</sup>。

### (3) 電子商取引指令の課題とデジタルサービス法に向けた議論

電子商取引指令の媒介者の免責枠組みについては、実態上加盟国間で規制の不統一が見られ、事業者に対し法的に不安定な状態が生じていることなどにより、かねてから改正の必要性が主張されていた<sup>(115)</sup>。特に、①「情報社会サービス」の定義、②セーフハーバーの条件等、③一般的監視義務等の3点について、不明瞭な点があることが指摘されている<sup>(116)</sup>。

①については、定義上「一般に報酬を受けて」としていることと広告を収入源とする事業モデルとの関係や、ソーシャルメディア、シェアリングエコノミー事業者など新しい事業形態への適用などが問題となる。②については、電子商取引指令上の免責要件は、サービス提供者が違法な情報又は活動について現実の知識を有していないか又はそのような知識を得た場合に迅速に削除等の措置を採ることである（本節(1)を参照）が、ここにいう「違法な活動」や「現実の知識」が明確に定義されていないことが指摘されている。また、通知を受けた後、媒介者に求められる措置についても、単に削除等の措置を求める場合、発信者への当該通知に関する通知を求める場合など国によって違いが見られるという。③については、一般的監視義務は禁止されているものの、特定の場合に監視を行うことは禁止されておらず、各事業者が導入する自動検知システム等との関係で両者の区別が困難になっていることが指摘されている。

(111) “European Parliament Resolution of 14 December 2017 on the implementation of Directive 2011/93/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on combating the sexual abuse and sexual exploitation of children and child pornography (2015/2129(INI)),” O.J. C 369, 2018.10.11. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52017IP0501&from=EN>>

(112) “Council Framework Decision 2008/913/JHA of 28 November 2008 on combating certain forms and expressions of racism and xenophobia by means of criminal law,” O.J. L 328, 2008.12.6. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32008F0913&from=en>> なお、欧州連合基本権憲章では、障害や性的指向などに対するもの等、同枠組み決定よりも幅広くヘイトスピーチを定義しており、加盟国中には、枠組み決定よりも広い定義を採用する国も見られるという。

(113) “The EU Code of conduct on countering illegal hate speech online.” European Commission website <[https://ec.europa.eu/info/policies/justice-and-fundamental-rights/combating-discrimination/racism-and-xenophobia/eu-code-conduct-countering-illegal-hate-speech-online\\_en](https://ec.europa.eu/info/policies/justice-and-fundamental-rights/combating-discrimination/racism-and-xenophobia/eu-code-conduct-countering-illegal-hate-speech-online_en)> 当初は、Facebook、Microsoft、Twitter、YouTubeの4社が合意していたが、現在では、Instagram、Snapchat、Dailymotion、Jeuxvideo.comが加わっているほか、TikTokも参加を表明している。

(114) 2020年6月のレビューでは、通知の90.4%に対し、24時間以内に対応が行われていると報告されている（2016年のレビューでは、40%）(Didier Reynders, “Countering illegal hate speech online: 5th evaluation of the Code of Conduct,” 2020.6. *ibid.* <[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/codeofconduct\\_2020\\_factsheet\\_12.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/codeofconduct_2020_factsheet_12.pdf)>; Věra Jourová, “Code of Conduct on countering illegal hate speech online: First results on implementation,” 2016.12. *idem* <[https://ec.europa.eu/information\\_society/newsroom/image/document/2016-50/factsheet-code-conduct-8\\_40573.pdf](https://ec.europa.eu/information_society/newsroom/image/document/2016-50/factsheet-code-conduct-8_40573.pdf)>)

(115) Tambiana Madiaga, “Reform of the EU liability regime for online intermediaries: Background on the forthcoming digital services act,” European Parliamentary Research Service, 2020.5, p.8. <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2020/649404/EPRS\\_IDA\(2020\)649404\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2020/649404/EPRS_IDA(2020)649404_EN.pdf)>

(116) *ibid.*, pp.4-7.



2019年に就任した、フォン・デア・ライエン（Ursula von der Leyen）欧州委員会委員長は、プラットフォーム事業者の事前規制等を含む「デジタルサービス法」（Digital Service Act: DSA）を重点施策に挙げた<sup>(117)</sup>。欧州議会内の複数の委員会で、同法の内容が検討されており、2020年末にも法案が提出される見込みであるとされ、電子商取引指令の見直しは中心的な課題の1つとなっているとされる<sup>(118)</sup>。

欧州議会調査局の報告書では、上記のような電子商取引指令の問題点を踏まえ、DSAに向けた論点として、①対象とする責任の範囲（違法情報、有害である可能性がある情報、プロバイダ等の規模を踏まえた差別化等）、②情報社会サービスの定義の明確化、アルゴリズムの透明性・中立性等セーフハーバーの条件の明確化、③対象となるコンテンツに応じた措置<sup>(119)</sup>、④自動化されたフィルタリング手段と一般的監視義務の関係、⑤善きサマリア人条項の導入による自主規制の促進、⑥規制当局の権限が挙げられている<sup>(120)</sup>。欧州議会の決議においては、DSAでは、電子商取引指令の免責及び一般的監視義務の禁止の原則を維持しつつ、媒介者の違法情報対策に関する指針を提供するべきであるとして、法的拘束力のある「通知と対応」（Notice and Action: N&A）<sup>(121)</sup>の枠組み、N&Aに対する法廷外の紛争解決枠組み、N&Aに関する年次報告書作成の義務付けなどが勧告されている<sup>(122)</sup>。特に、N&Aについては、媒介者の種別や違法情報の深刻性に応じて分類されるべきこと、通知の形式等が明確化されるべきこと、通知者の発信者に対する匿名性が確保されるべきであること、悪意ある通知に対する保護手段が設けられるべきであること、媒介者が通知に対し合理的な決定を下し発信者及び通知者に通知する義務を負うべきことなどが示されている。なお、決議においては、違法情報と有害情報を区別し、法的責任の枠組みは違法情報のみ適用されるべきであること<sup>(123)</sup>、違法情報等に対するフィルタリングは行われるべきではなく、違法か否かの最終決定は裁判所によって行われるべきであることも指摘されている。

## 2 ドイツ

### (1) テレメディア法

ドイツでは、電子商取引指令を国内法化した「テレメディア法」<sup>(124)</sup>によって、プロバイダの

(117) Ursula von der Leyen, “Political Guidelines for the next European Commission 2019-2024,” 2019.10.9, p.13. European Commission website <[https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/political-guidelines-next-commission\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/political-guidelines-next-commission_en.pdf)>

(118) 神野新「欧米のデジタルプラットフォーム規制の現状（前編）欧州（ヨーロッパ）」『infoCom ニュースレター』2020.8.31. <<https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr377-20200831-kamino.html>>

(119) N&TDのほか、削除等の措置が行われた後に再度アップロードされないようにする Notice and Stay down、通知を受けた媒介者は当該通知を当該コンテンツをアップロードした者に転送する Notice and Noticeなどが提案されている。Madiega, *op.cit.*(115), pp.5-6.

(120) *ibid.*, pp.10-18.

(121) 前掲注(119)で示したような、通知を受けて行う事業者の措置を総称して、「通知と対応（Notice and Action：N&A）」という（Aleksandra Kuczerawy, “From ‘Notice and Takedown’ to ‘Notice and Stay Down’: Risks and Safeguard for Freedom of Expression,” Frosio, ed., *op.cit.*(2), p.526.）。

(122) “Report with recommendations to the Commission on the Digital Services Act: Improving the functioning of the Single Market (2020/2018(INL)),” 2020.10.7. European Parliament website <[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2020-0181\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2020-0181_EN.html)>; “Digital: The EU must set the standards for regulating online platforms, say MEPs,” 2020.10.20. *idem* <<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20201016IPR89543/digital-eu-must-set-the-standards-for-regulating-online-platforms-say-meps>>

(123) なお、N&Aについては、DSAによる法的拘束力は違法情報に限定されるべきだが、事業者が他のコンテンツに適用することを妨げないとしている。

(124) Telemediengesetz vom 26. Februar 2007 (BGBl. I S. 179) <<https://www.gesetze-im-internet.de/tmg/BJNR017910007.html>>



責任制限が規定されている<sup>(125)</sup>。テレメディアは、電気通信サービス（電気通信網を介した信号の送信のみで構成されるもの）、電気通信を基盤とするサービス及び放送のいずれにも該当しないあらゆる電子的な情報サービス・通信サービスをいう（同法第1条）<sup>(126)</sup>。同法では、第8条から第10条までにおいて、媒介者のサービス形態、すなわち、アクセス、キャッシング、ホスティングの別に責任制限を定めている。ホスティングについては、①違法情報又は行為に関する知識がなく、又は②知識を得た場合に当該情報について削除等の措置を採ったときに、第三者の情報について責任を負わないとされている。

なお、従来、発信者自身の責任を追及するための発信者情報開示制度が限定的なものだったため、媒介者に責任追及が向かいやすかったことが指摘されており<sup>(127)</sup>、裁判所も、免責規定を限定的に解釈し、差止めなどを比較的広く認めていた<sup>(128)</sup>。

## (2) SNS 法

2017年に「ソーシャルネットワーク（SNS）における法執行の強化に関する法律」（「SNS法」）が成立した<sup>(129)</sup>。同法は、主として、インターネット上のヘイトスピーチに対抗するための法律であるとされる。同法の制定に先立ち、政府は、プラットフォーム事業者等と連携し、インターネット上のヘイトスピーチの削除に取り組んできたが、十分な効果が発揮されていなかった。

同法では、刑法典上の一定の犯罪<sup>(130)</sup>の構成要件を満たし、正当化されないものを「違法なコンテンツ」と定義した上（第1条第3項）で、ソーシャルネットワーク事業者<sup>(131)</sup>に違法なコンテンツに対する苦情対応手続の策定（第3条）、違法なコンテンツへの対応に関する報告書の作成・公表（第2条）、ドイツ国内で司法・被害者に対応するための担当者の設置（第5条）等を義務付けている（同国内において、利用登録者が200万人未満である事業者については、苦情対応手続の策定及び報告義務が免除される。）。苦情対応手続の中には、違法なコンテンツの原則7日以内の削除（第3条第2項第3号）、明らかに違法なコンテンツの通知から24時間

<sup>(125)</sup> ドイツでは、1995年末から、インターネット上の違法なコンテンツについて、プロバイダに捜査が及ぶという事件が相次ぎ、プロバイダ側に違法な表現について過度な責任を負わされるのではないかという不安が広がったこともあって、1997年にはプロバイダの責任に関する連邦法（テレサービス法）及び州際協定（メディアサービス州際協定）が成立している（鈴木秀美「ドイツ・マルチメディア法制におけるプロバイダの責任—法的規制と自主規制—」『広島法学』23(2), 1999.10, pp.129-130.）。

<sup>(126)</sup> 各サービスについて、神足祐太郎「ドイツ放送州間協定—ドイツにおける放送の制度と現状—」『外国の立法』No.276, 2018.6, p.26. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11100068\\_po\\_02760002.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11100068_po_02760002.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>(127)</sup> 兼平麻渚生「ITセキュリティに関する私人の責任—ドイツにおける問題状況について—」『ソフトロー研究』23号, 2014.3, p.108. 後述の「ソーシャルネットワーク（SNS）における法執行の強化に関する法律」（SNS法）制定に伴い新たにSNS法に定める違法なコンテンツに係る民事上の裁判のための発信者情報開示に関する規定が置かれた。

<sup>(128)</sup> 毛利透「GCOE 全体研究会 ドイツにおけるプロバイダ責任法理の展開—危険源の設置者か、有益な表現の場の創出者か—」『新世代法政策学研究』15号, 2012.3, pp.72-73.

<sup>(129)</sup> Netzwerkdurchsetzungsgesetz vom 1. September 2017 (BGBl. I S. 3352) <<https://www.gesetze-im-internet.de/netzdg/BJNR335210017.html>> 同法につき、鈴木秀美「インターネット上のヘイトスピーチと表現の自由—ドイツのSNS対策法をめぐって—」工藤達朗ほか編『憲法学の創造的展開—戸波江二先生古稀記念— 上巻』信山社, 2017, pp.577-599; 神足祐太郎「ドイツのSNS法—インターネット上の違法なコンテンツ対策—」『外国の立法』No.278, 2018.12, pp.49-61. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11202127\\_po\\_02780003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11202127_po_02780003.pdf?contentNo=1)> 等を参照。

<sup>(130)</sup> いわゆるヘイトスピーチ（民衆扇動罪）、名誉毀損的表現、脅迫等を含む。

<sup>(131)</sup> 「利用者が、任意のコンテンツを、他の利用者と共有し、又は公衆にアクセス可能とすることを目的としたインターネット上の営利のプラットフォーム（以下「ソーシャルネットワーク」という。）を運営するテレメディアサービス提供者」をいう（SNS法第1条第1項）。

以内の削除等の項目が含まれる(第3条第2項第2号)<sup>(132)</sup>。これらの義務への違反に対しては、法人の場合、最大で5000万ユーロ(約63億円<sup>(133)</sup>)の過料が科され得る(第4条)。ただし、苦情対応手続策定義務への違反とは、体制上の問題があるような場合が対象であって、個別のコンテンツを削除しなかったことをもって過料が科されるわけではない<sup>(134)</sup>。

同法には、SNSを初めて法律で定義したことに加え、ヘイトスピーチ等に対応しないことに関する対行政責任を設けた点に新規性があるとされる<sup>(135)</sup>。

一方、違法なコンテンツの迅速な削除を求め、かつ違反に対して巨額の過料を科すことに関しては、事業者による過剰な削除を招くものであり、表現の自由への影響が懸念されるという批判があった<sup>(136)</sup>。

### (3) SNS法の評価と改正案等

2020年9月、ドイツ連邦政府は、SNS法の有効性等を評価する報告書を公表した<sup>(137)</sup>。同報告書では、事業者側は基本的にSNS法上の苦情対応手続策定義務を受容して迅速な削除等の対応を行っていること(第3条関係)、報告義務により信頼性の高い情報が初めて得られるようになったこと(第2条関係)等を指摘して肯定的な評価を下している<sup>(138)</sup>。特に、懸念されていた過剰な削除については、事業者は受け取った削除依頼を検討し、実際に削除等の措置を採るのは一部にとどまっており、その兆候は見られないとされた(ただし、今後も留意する必要があるとして再審査手続の意義にも言及されている。)<sup>(139)</sup>。一方、一部の事業者において、SNS法に対応した苦情通報用のフォームへのアクセスが容易でないこと、これと関連して報告義務の対象が狭く捉えられているという問題点<sup>(140)</sup>も指摘されている<sup>(141)</sup>。

ドイツ連邦政府及び与党は、2020年、連邦議会に2つのSNS法等の改正法案を提出した。

(132) 例外として、事実確認の必要な場合や、外部に置かれた専門的機関(「規制された自主規制の機関」)に判断を委ねる場合がある(SNS法第3条第2項第3号)。規制された自主規制とは、法規制により事業者の自主規制を促進する手段ないし、自主規制の枠組みを決定する手段をいい、SNS法では、外部の専門的機関を規制された自主規制の機関として認定する枠組みが規定されている(第3条第6項から第8項まで)。

(133) 1ユーロ125.08円で換算(「報告省令レート(令和2年11月分)」2020.10.20.日本銀行ウェブサイト<[https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame\\_rate/syorei/hou2011.htm](https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou2011.htm)>)。

(134) SNS法第4条第1項第5号

(135) 實原隆志「ドイツのSNS法—オーバプロッキングの危険性について—」『情報法制研究』4号, 2018.11, p.49。一般法に基づく、民事・刑事上の責任を問う従来の枠組みに対し、SNS法では、苦情対応手続策定等の行政上の義務を課し、その懈怠を秩序違反に問うという構成となっている。

(136) 鈴木 前掲注(129), pp.592-593, 595-597。

(137) „Bericht der Bundesregierung zur Evaluierung des Gesetzes zur Verbesserung der Rechtsdurchsetzung in sozialen Netzwerken (Netzwerkdurchsetzungsgesetz – NetzDG),“ 2020.9.9. Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz website <[https://www.bmjv.de/SharedDocs/Downloads/DE/News/PM/090920\\_Evaluierungsbericht\\_NetzDG.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.bmjv.de/SharedDocs/Downloads/DE/News/PM/090920_Evaluierungsbericht_NetzDG.pdf?__blob=publicationFile&v=3)> 報告書は、マーティン・アイフェルト(Martin Eifert)ベルリン・フンボルト大学教授ら学識者による評価、連邦司法庁による評価、事業者による透明性報告書、連邦統計局によるコスト報告に基づく。

(138) *ibid.*, S.21, 23, 33-34。なお、同法制定と併せて改正されたテレメディア法上の規定による発信者情報の開示については、一定の効果を認めつつ、裁判所から開示の許可が出た後に更に開示を事業者に義務付ける手続が必要で、不必要な煩雑さが生まれているとの指摘がある(*ibid.*, S.42-43)。

(139) *ibid.*, S.21。

(140) この点に関連して、連邦司法庁は、2019年Facebookに対し、一般的な通報窓口とSNS法用の通報窓口を分けており、報告書において、苦情の数が過小なものとなっていることなどを理由として過料を科している(„Bundesamt für Justiz erlässt Bußgeldbescheid gegen Facebook,“ 2019.7.3. Bundesamt für Justiz website <<https://www.bundesjustizamt.de/DE/Presse/Archiv/2019/20190702.html>>)。

(141) „Bericht der Bundesregierung zur Evaluierung des Gesetzes zur Verbesserung der Rechtsdurchsetzung in sozialen Netzwerken (Netzwerkdurchsetzungsgesetz – NetzDG),“ *op.cit.*(137), S.7-8, 33-34。

1つは、「右派過激主義及び憎悪犯罪の防止に関する法律案」の一部としての改正である<sup>(142)</sup>。同法案は、インターネット、特にソーシャルメディア上の憎悪犯罪（ヘイトクライム）<sup>(143)</sup>への対応を目的とし、刑法典等のほか、SNS法の改正から成る。苦情を受け削除等を行ったコンテンツ（同法の対象となる違法なコンテンツのうち特に対応が必要なものとして指定されたもの）について、当該コンテンツのほか可能な場合には発信者のIPアドレス等を連邦刑事庁に伝送するというソーシャルメディア事業者の届出義務を規定するほか、違法なコンテンツの類型に「死者の追想に対する冒とく（刑法典第189条）」<sup>(144)</sup>を追加すること（SNS法第1条第3項）等の改正が盛り込まれている。同法案は、2020年6月18日に連邦議会において可決された<sup>(145)</sup>。しかし、シュタインマイヤー（Frank-Walter Steinmeier）大統領は、ソーシャルメディア事業者の連邦刑事庁への届出義務に憲法上の疑義がある<sup>(146)</sup>として、法律への署名を行わず、議会に再考を促している<sup>(147)</sup>。

もう1つの改正案として「SNS法を改正する法律案」が提出されている<sup>(148)</sup>。同法案は、現行法について一定の評価をしつつ、さらに対応が必要な事項があること及びEUのAVMSD改正を受けたものである。主要な改正事項として以下の点が含まれる。すなわち、①報告義務の対象として、自動検知技術（使用される学習データや評価検証のための学術界への情報提供等を含む。）に関する事項等の追加、②認定された「規制された自主規制機関」<sup>(149)</sup>について報告書提出義務等の追加、③異議手続（苦情申立てに関する事業者の決定に対する異議申立手続）の新設（第3b条）、④調停手続（私法に基づく機関を任意の調停機関として認定する制度）の新設（第3c条）、⑤動画共有プラットフォームに関する規定の整備（AVMSD関係）、⑥官庁（連邦司法庁）による監督の法定である。

### 3 その他各国の動き

EU加盟各国では、解釈等には差があるもののドイツと同様に、電子商取引指令が国内法化されている。また、フランスでは、2020年、オンラインプラットフォーム事業者に対し、明白に違法なヘイトスピーチコンテンツ等を通知から24時間以内（児童ポルノ・テロリズムコンテンツについては1時間以内）に削除することを義務付ける「インターネット上の憎悪との

<sup>(142)</sup> „Entwurf eines Gesetzes zur Bekämpfung des Rechtsextremismus und der Hasskriminalität,“ *Bundesrat Drucksache*, 87/20, 2020.2.21. <[https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2020/0001-0100/87-20.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=1](https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2020/0001-0100/87-20.pdf?__blob=publicationFile&v=1)>

<sup>(143)</sup> 人種、宗教、民族的出自等に対する偏見・差別などを原因とした犯罪のこと。

<sup>(144)</sup> 刑法典「第14章 侮辱」に位置付けられ、「死者の追想を冒とくした者は、2年以下の自由刑又は罰金に処する」と規定されている。

<sup>(145)</sup> „Gesetz gegen Rechtsextremismus und Hasskriminalität beschlossen,“ 2020.6.18. Deutscher Bundestag website <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2020/kw25-de-rechtsextremismus-701104>>

<sup>(146)</sup> 十分な初期嫌疑（Anfangsverdacht）なしに、氏名住所などの事業者が保有するデータが提供されてしまうことが懸念されてきた。2020年7月、連邦憲法裁判所は、事業者の保有するデータの提供に関する電気通信法（Telekommunikationsgesetz）上の規定につき違憲であるとの判断を示した（1 BvR 1873/13, 1 BvR 2618/13）。連邦議会調査局は同判決を踏まえると、IPアドレスの伝送を求める法案の規定は刑事訴追を達成するという目的を果たすことができず違憲であると指摘している。

<sup>(147)</sup> Tomas Rudl, „Steinmeier lässt Große Koalition nacharbeiten,“ 2020.10.8. Netzpolitik.org website <<https://netzpolitik.org/2020/gesetz-gegen-rechte-hetze-steinmeier-laesst-grosse-koalition-nacharbeiten/>>

<sup>(148)</sup> „Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Netzwerkdurchsetzungsgesetzes,“ *Deutscher Bundestag Drucksache*, 19/18792, 2020.4.27. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/187/1918792.pdf>>

<sup>(149)</sup> 前掲注<sup>(132)</sup>の記述を参照。



闘いのための法案」が可決された<sup>(150)</sup>。同法では、ほかに通報の簡素化、放送分野の独立規制機関である視聴覚高等評議会による監督などが定められていたが、その後の憲法院の審査により、上記の事項を含む大部分が違憲無効とされた<sup>(151)</sup>。

英国では、違法なコンテンツに限定されず、より広範囲な有害なコンテンツを対象に対策の検討が行われている。英国政府は、2019年4月、『オンラインの害に関するホワイトペーパー』(Online Harms White Paper)を公表し、パブリックコメントを実施した<sup>(152)</sup>。

同ホワイトペーパーは、児童ポルノ、ヘイトクライム、ネット上のいじめ・荒らし、著名人に対する攻撃等、広範なコンテンツを対象としている。事業者に対し、利用者の安全確保のための責任を明確化するとともに、弊害への対策を講じるよう、法律に基づく新たな注意義務(duty of care)を設け、独立した規制当局によって監督執行させるという枠組みが想定されている。規制当局は注意義務の履行に当たって、企業が採るべき具体的な行動規範を作成・提示することという方針も示されている。企業に対する事業活動の停止やサイトブロッキングを含む厳しい強制執行措置を可能とすることが検討されている。

#### IV 媒介者の責任に関する制度と論点

前章までに見たとおり、インターネットが広く普及した1990年代以降、各国はインターネット媒介者の責任範囲の明確化(責任の制限)等に関する立法を行ってきた。そして、その後、媒介者の影響力の増大、テロ関連情報、ヘイトスピーチや外国からの影響工作(偽情報)を始めとした違法情報又は有害情報の流布を踏まえ、媒介者の責任が再検討されている。

媒介者の責任に関わる法制度を大きく類型化すると、第一に、一般的な法的責任の免責に関する制度(通信法第230条等)が挙げられる。近年では、特定の分野を免責の範囲から除外する又は免責の要件を厳格化することによって事実上媒介者に対応を求める立法の例がある。媒介者の責任に関するもう1つの類型は、媒介者の答責性・透明性等に関する新たな法的義務を定める制度(SNS法等)である。以下では、諸外国の制度及びそれらをめぐる議論を踏まえて、媒介者の責任をめぐる論点を整理する。

(150) “PPL visant à lutter contre les contenus haineux sur internet: adoption en lecture définitive,” 2020.5.13. Assemblée nationale website <<http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/actualites-accueil-hub/ppl-visant-a-lutter-contre-les-contenus-haineux-sur-internet-adoption-en-lecture-definitive>> 法案の概要について以下を参照した。Mark MacCarthy, “In France, What’s Illegal Offline Is Now Illegal Online,” *Forbes*, 2020.5.18. <<https://www.forbes.com/sites/washingtonbytes/2020/05/18/in-france-whats-illegal-offline-is-now-illegal-online/#1b8307b38b5a>>; Sam Schechner, “France Threatens Big Fines for Social Media With Hate-Speech Law: Social-media companies must remove content deemed hateful in France within 24 hours, or face fines of up to 4% of global revenue,” *Wall Street Journal (Online)*, 2020.5.13. フランスでは、これまでも、児童ポルノやテロリズムコンテンツといった特定の違法情報について当局等からの通知に基づき媒介者に削除・ブロッキングを罰則(罰金。法案で上限を引上げ)を伴って義務付ける法改正がなされてきており、同法はその拡大強化として捉えることもできる(「第三章 青少年のインターネット利用環境に関する制度、法令(条文)罰則規定含む」内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『フランスにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書』2020.3. <[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet\\_torikumi/tyousa/r01/gaikoku\\_html/2\\_3.html#s2\\_3\\_4](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_torikumi/tyousa/r01/gaikoku_html/2_3.html#s2_3_4)>)。

(151) 合憲とされたのは、専門の司法機関の設置等のごく一部の項目にとどまる。“Décision n° 2020-801 DC du 18 juin 2020.” Conseil constitutionnel website <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2020/2020801DC.htm>>

(152) “Online Harms White Paper,” *op.cit.*(64) なお、同ホワイトペーパーの概要については以下の資料も参照した。山中直弘「英国の違法有害コンテンツ対策」『ICT World Review』12(1), 2019.4・5, pp.2-6; 三菱総合研究所「英国及び東南アジアにおけるフェイクニュース及び偽情報への対策状況」(プラットフォームサービスに関する研究会(第11回)資料1) 2019.7.22. 総務省ウェブサイト <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000635164.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000635164.pdf)>

## 1 媒介者の範囲

法制度の策定当初と比較して、インターネット上でのサービス提供者の種別は飛躍的に増大しており、旧来の枠組みでは必ずしも捉えきれないサービス等も登場している。そこで、各国では、各制度の対象となり、又はそこから除外される媒介者の画定を迫られている。また、従来の法制度では、ホスティング、アクセス（単なる導管）といったサービスの分類に応じて、免責要件等を定める例が見られたが、近年では、更に SNS、動画共有プラットフォームなど、サービス種別ごとに固有の制度が設けられる例もある（Ⅲ章 1 の記述などを参照）。他方で、小規模な事業者には、求められる対策が過度な負担となる可能性がある<sup>(153)</sup>。また、ドイツの SNS 法については、オンラインゲーム事業者が対象から除かれていることに関する懸念もあり<sup>(154)</sup>、対象となる媒介者の種別・規模に関し、適切な範囲の画定が論点となる<sup>(155)</sup>。

日本のプロバイダ責任制限法の対象は、特定電気通信役務提供者<sup>(156)</sup>であり、典型的には、掲示板事業者などが含まれるとされる。ISP がここに含まれるかについては、争いがあったが、最高裁は ISP も特定電気通信役務提供者に該当するとしている<sup>(157)</sup>。このほか、特定電気通信役務提供者に当たらないとされる検索サービス事業者についても、表現の自由を保障する憲法第 21 条に基づき同等の保護が与えられるべきであるという議論がある<sup>(158)</sup>。

## 2 対象となるコンテンツ及び責任の範囲

プロバイダ責任制限法における責任制限の対象は、民事上の損害賠償責任であるが、諸外国では、免責される責任の範囲はこれにとどまらず、刑事・民事上の広範な責任に及ぶ例がある。また、例えば、米国の通信法第 230 条や EU の電子商取引指令のように、対象となるコンテンツを限定せず又は相当程度に広範な領域を対象とした従来の制度に対し、近年では、児童ポルノ、性的人身売買、テロリズムコンテンツなど、深刻な害を生じ得るコンテンツについて、特別の規定を置く例がある<sup>(159)</sup>（特にⅢ章参照）。

日本でも、公職の候補者に係る名誉侵害情報やいわゆる「リベンジポルノ」について、発信者への確認期間を短縮する立法措置が採られている<sup>(160)</sup>。一方、EU で近年動きが見られた、テロ関連コンテンツ対策等については、立法等に向けた動きは見られないが、令和元（2019）年の G20 大阪サミットにおいて、テロリスト等のインターネット利用の抑止に関わる声明に合

<sup>(153)</sup> 日本でも、対策強化への対応が困難であることを理由にサービスを終了した事業がある。「マストドン [mstdn.jp]、6 月 30 日に終了「中傷に対する法制強化に対応できない」『IT media News』2020.5.25。<<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2005/25/news110.html>>

<sup>(154)</sup> 神足 前掲注<sup>(129)</sup>、p.53。ドイツにおける SNS 法の改正の議論に際しても、ゲームプラットフォームを対象に加えるべきであるという提言が行われている（„Empfehlungen der Ausschüsse zu Punkt der 988. Sitzung des Bundesrates am 27. März 2020: Entwurf eines Gesetzes zur Bekämpfung des Rechtsextremismus und der Hasskriminalität,“ *Bundesrat Drucksache*, 87/1/20 (neu), 2020.3.23, p.29。<[https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2020/0001-0100/87-1-20\(neu\).pdf;jsessionid=5828840220B8F039EA73B14CDD850C98.2\\_cid365?\\_\\_blob=publicationFile&v=1](https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2020/0001-0100/87-1-20(neu).pdf;jsessionid=5828840220B8F039EA73B14CDD850C98.2_cid365?__blob=publicationFile&v=1)>）。

<sup>(155)</sup> 成原 前掲注<sup>(11)</sup>、p.58。

<sup>(156)</sup> 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の用に供する電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する者をいう。

<sup>(157)</sup> 最高裁判所平成 22 年 4 月 8 日第一小法廷判決（最高裁判所民事判例集 64 巻 3 号 676 頁）

<sup>(158)</sup> 松井茂記『インターネットの憲法学 新版』岩波書店、2014、pp.354-355。

<sup>(159)</sup> 媒介者に求められる措置として想定されるものに N&A（前掲注<sup>(12)</sup>）の記述を参照）のほか、EU の著作権指令のようにアップロードフィルタリングを求めるものもある。

<sup>(160)</sup> 「公職選挙法の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 10 号）、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成 26 年法律第 126 号）

意しており<sup>(161)</sup>、今後対応が求められる可能性があるとの指摘がある<sup>(162)</sup>。

### 3 媒介者による規制と透明性

インターネットを中心とした情報社会における諸問題の解決には、政府等の公的主体の一定の関与を前提としつつ、政策目的の達成自体を一定程度事業者等の主体の活動に委ねる「自主規制」<sup>(163)</sup>、「共同規制」<sup>(164)</sup>といった手法が注目されている。その理由として、①表現の自由への配慮、②情報技術分野における進化の予測不能性等（流動的領域の拡大）への柔軟かつ迅速な対応や多様なルール形成の可能性、③グローバル化に伴う一国政府による規制の限界等が挙げられる<sup>(165)</sup>。特に近年では、従来の法的責任から、拡張された責任に責任論の枠組みの転換が見られ、自主規制、共同規制の枠組みの中で、媒介者を通じ、フィルタリング等の様々な措置が実施されている<sup>(166)</sup>。

反面、国家が媒介者を通じた規制を行うことに対しては、実際に存在する規制を不透明にし、本来服すべき公法的制約を潜脱することにつながるという問題点も指摘される<sup>(167)</sup>。また、媒介者による情報の統制は、しばしばアーキテクチャ<sup>(168)</sup>による規制を伴うことも、規制の不透明性を増す要因となる<sup>(169)</sup>。一部の私的主体に違法情報への対策の権限が事実上委譲され、不透明になることについては、情報開示の義務を課すことが対策となり得る<sup>(170)</sup>。しかし、機械的な決定に基づく削除等の措置は、その理由を特定することが難しいことなどから、媒介者からの情報開示では説明責任を十分に確保することにはならないとの指摘もある<sup>(171)</sup>。

(161) 「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義（VECT）によるインターネットの悪用の防止に関する G20 大阪首脳声明」外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/documents/final\\_g20\\_statement\\_on\\_preventing\\_terrorist\\_and\\_vect.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/documents/final_g20_statement_on_preventing_terrorist_and_vect.html)>

(162) 生貝直人「EU およびわが国におけるプラットフォーム規制の状況」『現代消費者法』44号, 2019.9, pp.71-72.

(163) 原田大樹京都大学大学院法学研究科教授は、自主規制を「ある私的法主体に対して外部からインパクトが与えられたことを契機に、当該法主体の任意により、公的利益の実現に適合的な行動がとられるようになること」と定義している（原田大樹『自主規制の公法学的研究』（九州大学法学叢書 1）有斐閣, 2007, p.14.）。

(164) 欧州議会・欧州理事会・欧州委員会の機関間合意では「立法機関によって定義された目的の達成を、その分野で活動する主体（経済的主体や社会的パートナー、NGO や共同体などを含む。）に委ねる法的措置のメカニズム」と定義される（European Parliament et al., “Interinstitutional Agreement on Better Law-Making,” O.J. C 321, 2003.12.31, 第18条）。こうした定義を受け、「自主規制と法的規制の両方により構成されるスキーム」とみなした上、「特定の問題に対応するにあたり、効率的かつ実効的なコントロール・ポイントを特定し、それらが行う自主規制に対し一定の公的な働きかけを行うことにより、公私が共同で解決策を管理する政策手法」と定義する論者もいる（生貝 前掲注(9) 機関間合意の訳文も同書による）。

(165) 生貝直人「インターネットの自主規制・共同規制—米国・EUにおけるプライバシー政策の展開を題材として—」ドイツ憲法判例研究会編『憲法の規範力とメディア法』（講座憲法の規範力 第4巻）信山社, 2015, pp.63-65; 生貝 同上, pp.11-16.

(166) Frosio and Husovec, *op.cit.*(20), p.613.

(167) 原田 前掲注(63), pp.232-234.

(168) 「何らかの主体の行為を制約し、又は可能にする物理的・技術的構造」と定義できる（成原慧「ソーシャルメディアのアーキテクチャと表現の自由」国立国会図書館調査及び立法考査局編 前掲注(100), p.49. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11472870\\_po\\_20190505.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11472870_po_20190505.pdf?contentNo=1)>）。

(169) サイバー空間におけるアーキテクチャによる規制を主題化した米国の情報法学者レッシグ(Lawrence Lessig)は、アーキテクチャによる規制は、個人の自由を事前に判断不能な形式で制約し、政治的価値観に基づく選択を伴うにもかかわらず、それに関する議論を行うのを困難にしていることを論じた。ローレンス・レッシグ（山形浩生・柏木亮二訳）『Code—インターネットの合法・違法・プライバシー—』翔泳社, 2001.（原書名: Lawrence Lessig, *CODE and other laws of Cyberspace*, New York: Basic Books, 1999.）; 成原 同上, pp.49-50.

(170) Niva Elkin-Koren and Maayan Perel, “Guarding the Guardians: Content moderation by online intermediaries and the rule of law,” 2020.2.23, pp.669-670, 674. 上述のとおり、ドイツの SNS 法の報告義務も一定の評価を受けている。

(171) 利用者側が様々なコンテンツをアップロードして媒介者の対応を確認し対処するなどの措置（「修繕(tinkering)」）が提案されている。*ibid.*, pp.674-678. アルゴリズムによる決定のブラックボックス化について以下も参照。清水直樹「自動運転における AI 活用の課題」国立国会図書館調査及び立法考査局編『自動運転技術の動向と課題—科学技術に関する調査プロジェクト報告書—』（調査資料 2017-4）2018, p.32. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11056215\\_po\\_20180354.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11056215_po_20180354.pdf?contentNo=1)>



#### 4 媒介者に求められる措置—N&A を中心に—

法令に基づく媒介者の免責要件又は義務のうち主なものとして、①何らかの通知を端緒とする事後的対応（N&A）<sup>(172)</sup>、②通知等によらない積極的措置、③答責性のための報告義務、④国内の代理人設置等法執行担保のための措置がある。

中でも、基本的な枠組みがN&Aである。国や分野によりその制度の詳細は異なっており、主要な相違点として、a) 通知を受けた後に実施すべき事項、b) 通知から措置までの時間、c) 手続に関する詳細な規定の有無などがある<sup>(173)</sup>。a) については、通知を受けた後に削除等の措置を行う制度のほか、再投稿を防ぐ仕組みを求めるものもある<sup>(174)</sup>。b) については、従来の「遅滞なく」といった規定から、近年では7日以内、24時間以内など具体的な期限を指定する例がある（通知者を当局に限定した上で短い期限を設ける例もある。）。

こうしたN&Aの枠組みについては、虚偽の通知によって削除等の措置が採られ得ること、特に迅速な判断が求められる場合に、コンテンツの過剰な削除に傾くことによって、表現の自由を損なう危険性も指摘されている<sup>(175)</sup>。このような課題については、前述の自主規制の問題とも関係して、発信者への通知等の手続的規定を含むより詳細な枠組みを採用することが解決に寄与するとの見解も見られる<sup>(176)</sup>。諸外国において、媒介者の決定に対する異議申立手続の導入や措置を行う基準の明確化が検討されているのも、媒介者による措置の適正性の確保の観点から捉えることができよう。

#### おわりに

日本でも、インターネット上の誹謗中傷に係る事件の発生を受けて、違法情報等の拡散の問題に改めて注目が集まった。違法情報の発信は、第一義的には発信者に責任があり、責任追及の手段として、媒介者に対する発信者情報の開示に関する制度が重要な意味を持つ。しかし、発信者への責任追及が実効的な救済にならない場合<sup>(177)</sup>がある一方、開示制度が濫用されるおそれもある<sup>(178)</sup>。問題が深刻化する中で、諸外国では、従来の一般的な法的責任の免責にとどまらず広い意味での媒介者の責任が議論されており、様々な措置の実施が求められている。そして、従来は自主規制等の「ソフトな」手段によって実施されてきたN&A等の各種の措置や報告書の作成を、法律において詳細に規定する例が現れている。こうした制度は、設計の在り方によっては、表現の自由に対する強い制約となることもあり得る。一方、こうした制度を、民主的統制が及ばない媒介者による自主規制が不明瞭な形で与える基本的人権への影響に対

<sup>(172)</sup> 著作権侵害にのみ適用される例も多いが、ドイツのSNS法のように刑法上の違法情報を対象とする例もある。また、EUの電子商取引指令等は、直接にはN&TDを求めるものではないが、違法情報の通知を受けた後で削除等の措置を行うことで、免責の利益を得られるため、これを含意するものであると考えられる。Kuczerawy, *op.cit.*(12), pp.528-529. N&Aについては、前掲注(12)を参照。

<sup>(173)</sup> ほかに濫用的な通知への対策などもある。

<sup>(174)</sup> 例としてEUの著作権指令が挙げられる（Kuczerawy, *op.cit.*(12), pp.538-539.）。

<sup>(175)</sup> *ibid.*, pp.530-531; de Streel et al., *op.cit.*(99), p.89.

<sup>(176)</sup> Madiega, *op.cit.*(115), p.15. 枠組みの規定のあり方の重要性について以下も参照。Kuczerawy, *ibid.*, p.543.

<sup>(177)</sup> 被害や裁判費用に比して損害賠償額が低いといった問題が指摘されている（「ネット中傷 実効性ある規制を」『毎日新聞』2020.6.19.）。

<sup>(178)</sup> 結果として、表現の自由の萎縮につながる懸念もある（「論点スペシャル 「ネット中傷」開示制度見直し」『読売新聞』2020.7.1.）。宮下紘中央大学准教授は、発信者情報の開示要件の緩和は言論の萎縮につながるとして、媒介者による削除等の措置の推進を求めている（「核心 被害者受け入れの場を」『東京新聞』2020.6.29.）。

し、法による統制をもたらすものとして評価することもできよう。

日本でも、誹謗中傷、ヘイトスピーチ等の問題と関係して、媒介者の責任の在り方について検討を求める声が上がっている<sup>(179)</sup>。諸外国における検討や実施の状況を参照しつつ、実際上の問題に即して、発信者に対する責任追及の制度等を含め、総合的に検討を進める必要がある<sup>(180)</sup>。

(こうたり ゆうたろう)

---

(179) 公明党インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策検討 PT「インターネット上の誹謗中傷・人権侵害に対する対策の提言」(プラットフォームサービスに関する研究会(第19回)参考資料4)2020.6.23. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000695104.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000695104.pdf)>; 「【プレスリリース】「インターネット上の人権侵害情報対策モデル案」を公表しました」2020.6.1. ネットと人権法研究会ウェブサイト <[https://cyberhumanrightslaw.blogspot.com/2020/05/blog-post\\_31.html](https://cyberhumanrightslaw.blogspot.com/2020/05/blog-post_31.html)>

(180) 鈴木秀美慶應義塾大学教授は、外国(ドイツ)の法制度を参照する際、憲法裁判所の存在など、法制度全体を踏まえる必要があると指摘している(國崎万智「SNSの違法な中傷、放置で最大60億円の制裁金も。規制強めるドイツ法は理想のモデル? 専門家に聞いた」『HuffPost』2020.6.17. <[https://www.huffingtonpost.jp/entry/story\\_jp\\_5ee96296c5b650b4255d3911](https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_5ee96296c5b650b4255d3911)>)。